

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【事業年度】 第88期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 株式会社佐賀銀行

【英訳名】 THE BANK OF SAGA LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 陣内芳博

【本店の所在の場所】 佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号

【電話番号】 0952(24)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中村紳三郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目10番6号
株式会社佐賀銀行 東京事務所

【電話番号】 03(5250)8704(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 城野吉章

【縦覧に供する場所】 株式会社佐賀銀行 福岡支店
(福岡市中央区天神二丁目8番41号)
株式会社佐賀銀行 東京支店
(東京都中央区銀座一丁目10番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	42,573	42,621	41,910	49,017	44,106
うち連結信託報酬	百万円	3	3	3	2	
連結経常利益	百万円	5,984	8,008	6,701	6,166	4,057
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,218	4,983	3,316	3,242	2,898
連結包括利益	百万円	7,177	4,047	13,458	1,432	2,391
連結純資産額	百万円	102,164	106,064	119,098	119,319	120,687
連結総資産額	百万円	2,124,420	2,223,361	2,304,264	2,292,796	2,335,305
1株当たり純資産額	円	593.92	615.43	689.62	688.00	693.26
1株当たり当期純利益 金額	円	13.29	29.86	19.87	19.42	17.35
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円	13.28	29.80	19.80	19.34	17.26
自己資本比率	%	4.66	4.61	4.99	5.00	4.95
連結自己資本利益率	%	2.30	4.93	3.04	2.82	2.51
連結株価収益率	倍	17.97	7.50	15.24	10.91	17.57
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	51,736	140,803	7,116	61,809	27,555
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	30,536	36,053	24,880	6,472	24,129
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,071	2,508	1,176	1,259	13,676
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	152,935	255,176	236,234	179,638	169,387
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,560 [382]	1,563 [381]	1,569 [375]	1,573 [368]	1,565 [356]
信託財産額	百万円	686	686	685		

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
4. 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
5. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	百万円	41,833	42,000	40,871	48,320	43,508
うち信託報酬	百万円	3	3	3	2	
経常利益	百万円	5,576	7,449	5,657	5,453	3,394
当期純利益	百万円	2,182	4,954	3,266	3,218	2,859
資本金	百万円	16,062	16,062	16,062	16,062	16,062
発行済株式総数	千株	171,359	171,359	171,359	171,359	171,359
純資産額	百万円	98,291	101,092	113,103	116,005	116,523
総資産額	百万円	2,124,515	2,222,830	2,303,267	2,291,624	2,334,955
預金残高	百万円	1,960,274	2,018,784	2,083,597	2,099,989	2,158,203
貸出金残高	百万円	1,245,846	1,288,715	1,345,089	1,414,305	1,456,516
有価証券残高	百万円	598,821	634,219	679,080	636,537	667,850
1株当たり純資産額	円	588.82	605.26	676.94	693.86	696.42
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	6.00 (3.00)	7.00 (3.00)	7.00 (3.00)	7.00 (3.50)	7.00 (3.50)
1株当たり当期純利益金額	円	13.07	29.68	19.57	19.28	17.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	13.06	29.62	19.50	19.19	17.03
自己資本比率	%	4.62	4.54	4.90	5.05	4.98
自己資本利益率	%	2.28	4.97	3.05	2.81	2.46
株価収益率	倍	18.27	7.54	15.48	10.99	17.81
配当性向	%	45.88	23.57	35.76	36.30	40.88
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,394 [349]	1,395 [344]	1,407 [343]	1,414 [343]	1,456 [342]
信託財産額	百万円	686	686	685		
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第88期(平成29年3月)中間配当についての取締役会決議は平成28年11月10日に行いました。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5. 平均臨時従業員数は、当行の所定労働時間に換算し算出してしております。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

2【沿革】

昭和30年7月	佐賀市に本店を置く佐賀興業銀行と佐賀中央銀行が合併し、現在の株式会社佐賀銀行設立(設立7月11日、資本金258,000千円、本店佐賀市)。
昭和36年4月	外国為替業務取扱開始。
昭和40年4月	東京支店を開設。
昭和46年10月	事務センター完成。
昭和49年10月	当行株式福岡証券取引所に上場。
昭和50年10月	新本店(現在地)完成。
昭和51年7月	全店オンラインシステム完成(58年1月第二次総合オンラインシステム稼働)。
昭和53年6月	佐賀市に事務代行業務・人材派遣業務等を行う佐銀ビジネスサービス株式会社を設立(現・連結子会社)。
昭和54年4月	佐賀市に信用保証業務を行う佐銀信用保証株式会社を設立(現・連結子会社)。
昭和59年7月	佐賀市に情報処理業務等を行う佐銀コンピュータサービス株式会社を設立(現・連結子会社)。
昭和60年6月	債券ディーリング業務開始。
〃 年10月	当行株式東京証券取引所市場第一部に上場。
昭和62年8月	新事務センター完成。
平成元年2月	福岡地区本部を「福岡本部」へ組織変更。
平成6年4月	信託業務の取扱を開始。
平成10年12月	投資信託窓販の取扱を開始。
平成13年4月	損害保険業務の取扱を開始。
平成14年10月	生命保険業務の取扱を開始。
平成19年3月	金融先物取引業務(店頭)の取扱を開始。
平成22年5月	新オンラインシステム稼働。

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行、連結子会社3社、非連結子会社(持分法適用会社)1社及び関連会社(持分法適用会社)1社、並びに非連結子会社2社、持分法非適用の関連会社2社で構成され、銀行業として銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であり、当行グループの報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。

[銀行業]

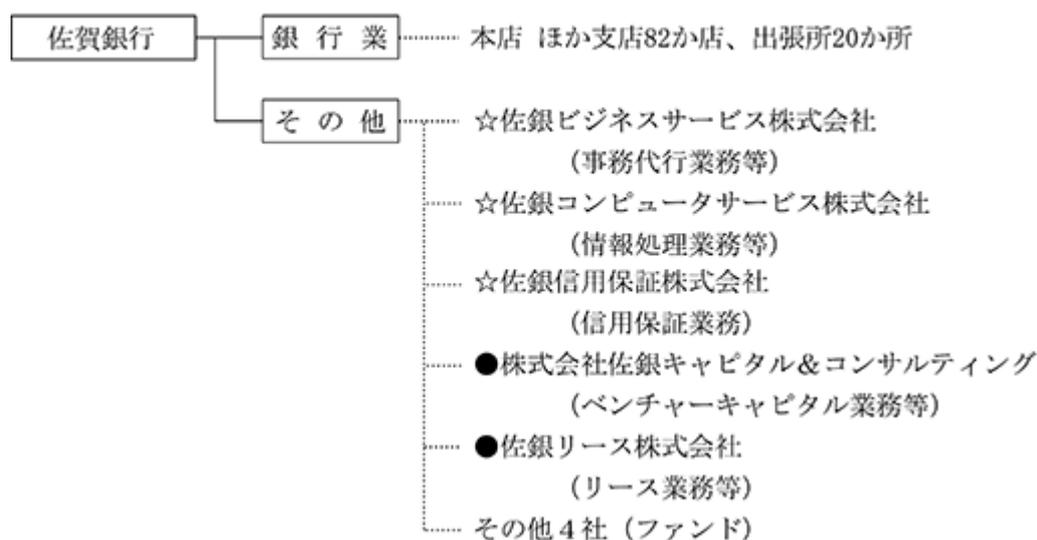
当行の本店ほか支店82か店、出張所20か所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務などを行い、地域金融機関としての優良な金融サービス提供に積極的に取り組んでおります。

[その他]

その他として、銀行の従属業務及び金融関連業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(☆は連結子会社、●は持分法適用会社)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 佐銀ビジネスサー ビス 株式会社	佐賀県 佐賀市	104	その他 (事務代行業)	100.0	4		預金取引 事務代行 等	提出会社 より建物の 賃借	
佐銀コンピュータ サービス 株式会社	佐賀県 佐賀市	10	その他 (情報処理業)	30.0 (25.0) [70.0]	2		預金取引 事務代行 等	提出会社 より建物の 賃借	
佐銀信用保証 株式会社	佐賀県 佐賀市	50	その他 (信用保証業)	5.0 [57.6]	2		預金取引 保証取引	提出会社 より建物の 賃借	
(持分法適用非連結子 会社) 株式会社佐銀キャ ピタル&コンサル ティング	佐賀県 佐賀市	80	その他 (ベンチャー キャピタル業)	31.2 (25.0) [37.5]	3		預金取引	提出会社 より建物の 賃借	
(持分法適用関連会社) 佐銀リース 株式会社	佐賀県 佐賀市	30	その他 (リース業)	13.0 (8.0) [31.9]	1		預金取引 与信取引	提出会社 より建物の 賃借	

- (注) 1. 当行グループは銀行業の単一セグメントであります。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,456 [342]	109 [14]	1,565 [356]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員418人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

(2) 当行の従業員数

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,456 [342]	39.9	17.5	6,134

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員395人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 臨時従業員数は、当行の所定労働時間に換算し算出しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行の従業員組合は、佐賀銀行従業員組合と称し、組合員数は1,238人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

金融経済環境

平成28年度のわが国経済は、個人消費の持ち直しに加え、円安等を追い風に輸出が増加基調になったことで、企業収益は改善しています。こうした中、年末には内閣府および日銀が景気判断の引き上げを行い、その後も緩やかな回復基調が続いています。

海外では、英国のEU離脱問題や米大統領選などがありましたが、米国が年度内に2度の利上げに踏み切るなど、全体として底堅い基調を保っています。ただ、今後は米国政策運営に対する期待の剥落や欧州政治情勢、鈍化が懸念される中国経済について注視する状況にあります。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましては、年度当初に発生した熊本地震の影響はありましたが、復興に向けた動きもある中、個人消費は雇用環境の改善から持ち直しつつあり、企業活動も回復基調にあります。

金融業界では、日銀が新たな金融緩和の枠組みを導入した後も、金融市場はおよそ落ち着いた動きとなっていますが、マイナス金利政策が継続する資金運用環境下、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいても金利は極めて低水準で推移しています。

業績

当行グループの業績につきましては、総預金残高が前連結会計年度末比571億円増加し2兆1,509億円、総貸出金残高が前連結会計年度末比422億円増加し1兆4,565億円、有価証券が308億円増加し6,689億円となりました。

損益状況につきましては、連結経常収益は前連結会計年度比49億11百万円減少し441億6百万円、連結経常利益は前連結会計年度比21億9百万円減少し40億57百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比3億44百万円減少し28億98百万円となりました。なお、これら連結ベースの業績は大部分が当行単体の銀行業務によるものです。

当行単体の財政状態につきましては、平成29年3月末の総預金残高は、個人預金が209億円、一般法人預金は344億円伸びたことで、前事業年度末比582億円増加し2兆1,582億円となりました。地区別では佐賀県で522億円、福岡県で44億円、それぞれ増加しました。

総貸出金に関しましても、地方公共団体向け貸出金が前事業年度末比178億円減少した一方で、中小企業さま等への事業性貸出残高は前事業年度末比450億円増加したこと等により、前事業年度末比422億円増加し1兆4,565億円となりました。地区別では佐賀県で99億円、福岡県で398億円、それぞれ増加しました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努め、前事業年度末比313億円増加し6,678億円となりました。

自己資本比率（国内基準）は、前期末と比べて利益の積み上げはありましたが、パーゼル適用に伴う自己資本の額の調整額の増加や劣後特約付借入金返済したことによりコア資本額が減少したことや、貸出金の増加等によるリスク・アセットの増加があり、前期末比1.22%ポイント低下し、7.68%となりました。また、連結自己資本比率（国内基準）は、前期末比1.25%ポイント低下し、8.07%となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、平成28年3月末の2.54%が平成29年3月末には2.46%となりました。

損益面では、経常収益は、金利が極めて低水準で推移する資金運用環境下において、年度後半の市場環境変化による取引形態の見直しを行ったことなどで、国債等債券売却益が前事業年度比46億44百万円減少したこと等から、前事業年度比48億12百万円減少し435億8百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や営業経費中の物件費が減少したものの、退職給付数理差異償却の増加や有価証券のポートフォリオ見直しに伴う国債等債券売却損があったことから前事業年度比27億54百万円の減少となり、経常利益は前事業年度比20億59百万円減少し33億94百万円となりました。

また、当期純利益については、前事業年度比3億59百万円減少し28億59百万円となりました。

なお、収益の根幹をなす資金運用収益につきましては、有価証券運用関連で有価証券利息配当金は79億32百万円と前事業年度比2億89百万円増加しました。一方で、マイナス金利政策の下、貸出金利回りの低下はありましたが、残高が前年を上回り順調に推移し、貸出金利息は183億43百万円と前事業年度比4億5百万円の減少にとどまったことで、1億1百万円減少の265億4百万円となりました。

セグメントの業績につきましては、当行グループは銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローの状況に関しましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による422億11百万円の減少等があったものの、預金の増加による571億12百万円の増加等があり、合計で275億55百万円のプラスとなりました。なお、前連結会計年度比では893億64百万円増加しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入5,164億33百万円、有価証券の償還による収入696億51百万円の増加等に対し、有価証券の取得による支出6,090億16百万円の減少等があり、合計で241億29百万円のマイナスとなりました。なお、前連結会計年度比では306億1百万円減少しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金返済125億円や、配当金の支払11億67百万円を主因に、合計で136億76百万円のマイナスとなりました。なお、前連結会計年度比では124億17百万円減少しております。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比102億50百万円減少して1,693億87百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は257億58百万円、役務取引等収支は32億72百万円、特定取引収支は41百万円、その他業務収支は 12億60百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	24,737	561		25,298
	当連結会計年度	25,145	613		25,758
うち資金運用収益	前連結会計年度	25,948	714	46	26,616
	当連結会計年度	25,853	691	30	26,514
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,211	153	46	1,318
	当連結会計年度	707	78	30	755
信託報酬	前連結会計年度	2			2
	当連結会計年度				
役務取引等収支	前連結会計年度	3,644	36		3,680
	当連結会計年度	3,238	33		3,272
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,652	75		6,728
	当連結会計年度	6,475	68		6,543
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,008	39		3,047
	当連結会計年度	3,236	35		3,271
特定取引収支	前連結会計年度	87			87
	当連結会計年度	41			41
うち特定取引収益	前連結会計年度	87			87
	当連結会計年度	41			41
うち特定取引費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
その他業務収支	前連結会計年度	507	277		785
	当連結会計年度	1,377	117		1,260
うちその他業務収益	前連結会計年度	13,422	377		13,800
	当連結会計年度	9,613	238		9,852
うちその他業務費用	前連結会計年度	12,914	99		13,014
	当連結会計年度	10,991	121		11,112

- (注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引並びに連結子会社の取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門

貸出金を中心に、資金運用勘定は、平均残高 2 兆 2,201 億 11 百万円、利息 258 億 53 百万円、利回り 1.16% となりました。一方、預金を中心に、資金調達勘定は、平均残高 2 兆 1,665 億 44 百万円、利息 7 億 7 百万円、利回り 0.03% となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(49,198) 2,152,797	(46) 25,948	1.20
	当連結会計年度	(45,061) 2,220,111	(30) 25,853	1.16
うち貸出金	前連結会計年度	1,367,406	18,745	1.37
	当連結会計年度	1,419,822	18,325	1.29
うち有価証券	前連結会計年度	611,604	6,969	1.13
	当連結会計年度	618,179	7,285	1.17
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	573	1	0.32
	当連結会計年度	246	0	0.00
うち買現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度	120,633	121	0.10
	当連結会計年度	133,034	132	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	2,092,235	1,211	0.05
	当連結会計年度	2,166,544	707	0.03
うち預金	前連結会計年度	2,048,828	1,000	0.04
	当連結会計年度	2,089,410	616	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	23,360	9	0.04
	当連結会計年度	15,741	4	0.03
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	4,877	42	0.00
	当連結会計年度	53,728	3	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度	15,393	199	1.29
	当連結会計年度	8,000	89	1.11

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」は、当行の円建取引並びに連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

3. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

有価証券を中心に、資金運用勘定は、平均残高538億65百万円、利息6億91百万円、利回り1.28%となりました。一方、預金を中心に、資金調達勘定は、平均残高531億0百万円、利息78百万円、利回り0.14%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	68,365	714	1.04
	当連結会計年度	53,865	691	1.28
うち貸出金	前連結会計年度	231	2	1.28
	当連結会計年度	1,050	17	1.67
うち有価証券	前連結会計年度	61,158	683	1.11
	当連結会計年度	47,452	656	1.38
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	1,632	9	0.58
	当連結会計年度	1,129	8	0.75
うち買現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度	248	0	0.18
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	(49,198) 68,530	(46) 153	0.22
	当連結会計年度	(45,061) 53,100	(30) 78	0.14
うち預金	前連結会計年度	3,644	0	0.01
	当連結会計年度	4,644	2	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	11,660	87	0.75
	当連結会計年度	2,672	38	1.45
うち売現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	3,929	18	0.46
	当連結会計年度	613	6	1.07
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
3. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
4. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,221,162	49,198	2,171,963	26,663	46	26,616	1.22
	当連結会計年度	2,273,976	45,061	2,228,915	26,544	30	26,514	1.18
うち貸出金	前連結会計年度	1,367,637		1,367,637	18,748		18,748	1.37
	当連結会計年度	1,420,873		1,420,873	18,343		18,343	1.29
うち有価証券	前連結会計年度	672,763		672,763	7,653		7,653	1.13
	当連結会計年度	665,632		665,632	7,941		7,941	1.19
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	2,206		2,206	11		11	0.51
	当連結会計年度	1,375		1,375	8		8	0.62
うち買現先勘定	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち預け金	前連結会計年度	120,882		120,882	122		122	0.10
	当連結会計年度	133,034		133,034	132		132	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	2,160,765	49,198	2,111,566	1,364	46	1,318	0.06
	当連結会計年度	2,219,644	45,061	2,174,583	786	30	755	0.03
うち預金	前連結会計年度	2,052,472		2,052,472	1,001		1,001	0.04
	当連結会計年度	2,094,054		2,094,054	618		618	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	23,360		23,360	9		9	0.04
	当連結会計年度	15,741		15,741	4		4	0.03
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	16,537		16,537	88		88	0.53
	当連結会計年度	56,401		56,401	35		35	0.06
うち売現先勘定	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	3,929		3,929	18		18	0.46
	当連結会計年度	613		613	6		6	1.07
うちコマーシャル ・ペーパー	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち借入金	前連結会計年度	15,393		15,393	199		199	1.29
	当連結会計年度	8,000		8,000	89		89	1.11

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で64億75百万円、国際業務部門で68百万円、合計で65億43百万円となりました。その主なものは為替業務の23億60百万円であります。

役務取引等費用は32億71百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,652	75		6,728
	当連結会計年度	6,475	68		6,543
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,211			1,211
	当連結会計年度	1,248			1,248
うち為替業務	前連結会計年度	2,326	68		2,395
	当連結会計年度	2,299	61		2,360
うち証券関連業務	前連結会計年度	12			12
	当連結会計年度	36			36
うち代理業務	前連結会計年度	203			203
	当連結会計年度	140			140
うち保護預り貸金庫業務	前連結会計年度	101			101
	当連結会計年度	99			99
うち保証業務	前連結会計年度	407	7		414
	当連結会計年度	390	7		397
役務取引等費用	前連結会計年度	3,008	39		3,047
	当連結会計年度	3,236	35		3,271
うち為替業務	前連結会計年度	666	31		697
	当連結会計年度	674	32		707

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引並びに連結子会社の取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、部門間取引の額であります。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、全て国内業務部門の商品有価証券収益であり、41百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	87			87
	当連結会計年度	41			41
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	87			87
	当連結会計年度	41			41
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
特定取引費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち商品有価証券費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 内訳科目は、それぞれ収益と費用を相殺して計上しております。

3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、部門間取引の額であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、当連結会計年度は該当ありません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち商品有価証券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価 証券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価 証券派生商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うちその他の特定 取引資産	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
特定取引負債	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち売付商品債券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価 証券派生商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うちその他の特定 取引負債	前連結会計年度				
	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建
対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、部門間取引の額であります。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,089,017	4,819		2,093,837
	当連結会計年度	2,146,999	3,949		2,150,949
うち流動性預金	前連結会計年度	1,255,254			1,255,254
	当連結会計年度	1,335,036			1,335,036
うち定期性預金	前連結会計年度	819,033			819,033
	当連結会計年度	796,971			796,971
うちその他	前連結会計年度	14,730	4,819		19,549
	当連結会計年度	14,991	3,949		18,941
譲渡性預金	前連結会計年度	6,391			6,391
	当連結会計年度	5,342			5,342
総合計	前連結会計年度	2,095,409	4,819		2,100,229
	当連結会計年度	2,152,342	3,949		2,156,291

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金

4. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、部門間取引の額であります。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,414,305	100.00	1,456,516	100.00
製造業	128,073	9.05	124,892	8.57
農業、林業	2,283	0.16	2,755	0.19
漁業	3,084	0.22	3,199	0.22
鉱業、採石業、砂利採取業	2,916	0.21	3,487	0.24
建設業	69,529	4.92	70,433	4.84
電気・ガス・熱供給・水道業	22,250	1.57	24,519	1.68
情報通信業	10,564	0.75	9,527	0.65
運輸業、郵便業	49,992	3.54	49,051	3.37
卸売業、小売業	171,814	12.15	176,556	12.12
金融業、保険業	41,484	2.93	39,899	2.74
不動産業、物品賃貸業	207,327	14.66	231,189	15.87
各種サービス業	170,867	12.08	186,331	12.79
地方公共団体	172,480	12.19	154,608	10.62
その他	361,635	25.57	380,063	26.10
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,414,305		1,456,516	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

前連結会計年度及び当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(7) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	70,475		70,475
	当連結会計年度	72,087		72,087
地方債	前連結会計年度	275,778		275,778
	当連結会計年度	249,582		249,582
短期社債	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
社債	前連結会計年度	128,494		128,494
	当連結会計年度	121,414		121,414
株式	前連結会計年度	38,122		38,122
	当連結会計年度	45,104		45,104
その他の証券	前連結会計年度	70,417	54,873	125,291
	当連結会計年度	122,235	58,554	180,789
合計	前連結会計年度	583,288	54,873	638,161
	当連結会計年度	610,424	58,554	668,978

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引並びに連結子会社の取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末においては、信託財産額はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成29年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.07
2. 連結における自己資本の額	996
3. リスク・アセットの額	12,342
4. 連結総所要自己資本額	493

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成29年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	7.68
2. 単体における自己資本の額	943
3. リスク・アセットの額	12,277
4. 単体総所要自己資本額	491

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	117	91
危険債権	199	210
要管理債権	46	61
正常債権	13,924	14,355

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の内容は、当行グループの主体であります提出会社(当行)についてのものであります。

また、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、提出会社(当行)が判断したものであります。

(1) 経営方針

経営の基本方針

当行は「地域密着と健全経営」を経営理念に掲げております。

佐賀・福岡を中心とした地域の銀行として地場産業の振興・発展をお手伝いし、地域社会の皆さまの豊かな生活づくりに奉仕すること、さらには、お客さまにご満足いただける質の高いサービスを提供することで、株主の皆さま、お客さま、そして地域の皆さまのご期待に応えていくことが当行の使命と考えております。

近年においては、佐賀・福岡経済圏に県境という垣根が無くなりつつある中、当行は経営理念を踏まえ、地域の皆さまとの未永い信頼関係を築いていけるよう、着実に歩みを進めてまいります。

中長期的な経営戦略

第15次中期経営計画

当行は平成28年度からスタートした第15次中期経営計画（平成28年4月1日～平成31年3月31日）で、「お客さまとともに、地域の未来を創造する銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「事業性評価の取組みなどによりお客さまの成長をお手伝いし、成長の輪を地域全体に広げ、地方創生に貢献します。」「お客さまと向き合う時間を増やし、質の高いサービスをご提供し、ライフパートナー・ビジネスパートナーとして、お客さまのニーズにお応えします。」の2つの項目を掲げ、柔軟で新しい発想を持ち、お客さまのさまざまなニーズやご期待にお応えできる態勢を組織全体で作り上げ、地域にとって、お客さま・株主さまにとって、なくてはならない銀行であり続けることを目指しております。

平成28年度に行った主な施策

店舗・チャンネル

店舗などのお客さまとのチャンネルにつきましては、平成28年11月に武雄支店を隣接地に新築・移転し、武雄西支店（愛称：さぎんパーソナルプラザ武雄）も武雄支店内に移転いたしました。また、平成28年5月に鹿島支店出張所を鹿島支店内に移転・統合し、平成28年12月には江北支店を白石支店江北出張所に種別変更いたしました。なお、移転前の武雄西支店および出張所店舗所在地は無人店舗（店舗外現金自動設備）といたしました。

また、地域の観光振興に向け、平成28年12月に海外発行カードに対応したATMをセブン銀行と共同で九州佐賀国際空港に設置しました。

なお、無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、平成28年9月に水ヶ江支店空港通り出張所、平成28年10月に和多田支店和多田駅前出張所、平成29年3月に和多田支店唐津バイパス出張所を新設しました。

この結果、当年度末の有人店舗数は本支店83カ店、出張所20カ所、店舗外現金自動設備は106カ所となりました。

地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みについては、お客さまの付加価値向上と地域の価値向上の2つの面から、当行が能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展を目指しております。

その中で、平成28年度は、「さぎん6次産業化応援ファンド」の第一号案件として、佐賀県産米を使用した日本酒の製造販売、米菓商品の開発販売を行われている6次産業化事業体への投資を行いました。生産者の顔が見えることをコンセプトとし、佐賀県産米の生産業者（1次産業者）、日本酒や米菓等の製造・加工業者（2次産業者）、流通・販売業者や販売支援を行うコンサルティング会社（3次産業者）が共同で取組む事業であり、地域金融機関等が設立した6次産業化ファンドでは、日本酒を対象とした全国初の事例となりました。

11月に開催された地方銀行フードセレクションでは、参加52行中最多となる40社のお客さまにご出展いただき、出展者と当行・自治体が一体となり地元の特産物を全国の食品バイヤーへPRし、お客さまの販路拡大をお手伝いしました。

また、佐賀県内各自治体の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けた取組みを協働して進めるため、平成27年度の佐賀県・鹿島市との連携協定締結に加え、平成28年度には、佐賀市・有田町・唐津市・武雄市・小城市・神崎市・玄海町・鳥栖市・多久市・太良町との間で連携協定を締結し、各地域に密着した地方創生の取組みを着実に進めてきております。

事業性評価の取組みについては、平成28年4月に頭取直轄の組織として、「事業性評価推進室」を設置し、室長1名、専任担当者2名、兼任担当者1名を配置しました。

当行は、お客さまとのコミュニケーションを通じ、財務面のみでは評価できない事業内容や成長可能性を正しく理解するとともに、目利き力の発揮によりお客さまの成長の芽・技術力・将来性を適切に評価し、リスクを恐れずお客さまの成長を様々にお手伝いすることで地域全体の活性化につなげてまいります。

平成29年2月に、第15次中期計画での取組みに対応する「金融仲介機能のベンチマーク」の計数・事例等を取り纏めた「金融仲介機能の発揮に向けた取組みについて」を公表しました。

その中では、当行の最重要施策として取組みを行っている事業性評価の取組みについて、当行の考え方や、事例として「創業期にあるベンチャー企業の成長支援」「保有知財の評価によるビジネスチャンス創出支援」などを紹介しております。また、地方創生に向けた取組みについても、当行の考え方や、お客さまの付加価値向上・地域の価値向上に向けた取組み事例として「観光分野への取組み」「地方銀行フードセレクションへの参加」「地域資源を活用した地域活性化支援」などをご紹介します。

取扱商品・サービスなどの拡充

お客さまのローンお申込み時・ご契約時の利便性を向上させるため、平成28年4月よりパソコン・スマートフォンからローンのお申込み・ご契約を完了することができる「ローンWeb契約サービス」を開始しております。

また、平成28年9月には、「ローン受付システム」の取扱いを開始し、行員がご来店いただいたお客さまからお聞きした内容をパソコン（営業店舗外ではタブレット端末）に入力することで、お客さまのローン申込書等へのご記入負担を軽減するサービスの運用を開始しました。

平成28年10月には、「さぎんインターネット・モバイルバンキングサービス」（個人向けIBサービス）について、書面でのお申込みに加え、Webから直接お申込みいただけるサービス内容へ拡充し、これまで以上にお手軽にお申込みいただけるサービスを開始しました。

地方創生に向けた取組みとして、移住・定住を予定されているお客さまに対する住宅ローンについて、平成28年7月よりお申込みの際に前提となる勤続年数、年収条件を緩和した住宅ローンの取扱いを開始するとともに、社会問題化している空き家対策を金融面から支援するため、空き家となった住居の解体費用やリフォーム費用としてご利用いただける「空き家対策ローン」の取扱いを開始しました。

事業者さまへの新たな取組みとしては、平成28年7月に「創業支援資金」の取扱いを開始し、将来の地域活力の担い手である「創業・起業・事業転換・新分野進出」のお客さまをご支援することで、地域経済・産業の活性化に繋げる取組みを進めております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

金融業界においては、マイナス金利政策の下、厳しい収益環境が続いております。当行では、平成28年度から第15次中期経営計画（平成28年4月1日～平成31年3月31日）をスタートさせ、お客さまとのリレーションの深化とCS（お客さま満足度）・ES（従業員満足度）の向上を通じてお客さまの成長をお手伝いし、お客さまのニーズにお応えすることで「佐賀銀行ブランド」をさらに確立させることを目指してまいります。

その中で、平成28年4月には生産性向上プロジェクトチームを昇格させ頭取直轄の組織として「生産性企画部」を新設し、全行一丸となってあらゆる面での生産性向上を実現させる態勢を強化しました。また、平成28年10月には生産性企画部内に「F o r “ S ” プロジェクトチーム」を新設し、営業店サイドからの生産性向上に向けた取組みを進めています。

当行は、今後とも「ひたむきさや誠実さ」を基本姿勢としながらお客さまと接し、一方で効率的経営を目指し、全役職員一丸となって努力してまいりますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目標とする経営指標

当行は平成28年4月から平成31年3月までの3年間を計画期間とする第15次中期経営計画において、目標とする経営指標を次のとおりとしています。

目標とする経営指標	平成30年度(目標)
実質業務純益(1)	6 2 億円
当期純利益	4 0 億円
ROE(2)	3 . 4 %
OHR(3)	7 9 . 1 %
総預金平残	2 兆 2 , 6 0 0 億円
総貸出金平残	1 兆 5 , 9 0 0 億円

1. 実質業務純益：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
2. ROE：資本の効率性を示す指標。ROE＝利益÷資本勘定平均残高
3. OHR：業務粗利益を稼ぐための経費を示す指標。OHR＝経費÷業務粗利益

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

金融業務が一段と多様化、高度化するなかで、取り巻くリスクも多岐にわたり複雑化しております。当行では、現実に存在するリスクを的確に把握し、発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

当行では、リスクを要因別に信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの4つのカテゴリーに分類し、それぞれにリスク主管部を定め、各々のリスク特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、経営管理部がこれらのリスクを統合的に管理しております。具体的には、統計的手法等によりリスク量の計測を行い、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクについてリスク資本を配賦し、経営として許容できる範囲にリスクを制御しております。統合的リスクの状況は毎月開催している経営会議、ALM会議等に報告し、必要な施策を機動的に実施する態勢としております。

(ア)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により元本や利息が回収できなくなるリスクをいいます。

当行の債権中に占める金融再生法開示債権の比率、いわゆる不良債権比率は平成28年3月末の2.54%が平成29年3月末には2.46%となりました。

業績への影響(損失の発生)は、貸倒引当金の追加、貸出金の償却及び債権の売却損の計上であります。当行は事前に損失が予測される部分に十分な引当を行っており、その影響は限定的なものになります。

しかしながら、取引先の経営状況の悪化や担保価格の下落等が発生した場合には、追加引当が必要になるなど、当行の業績に影響を与える可能性があります。

(イ)市場リスク

市場リスクとは金利、為替、有価証券価格等の変動により、保有するオフバランスを含む資産・負債等の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行は、国債等の債券、株式、投資信託等、また外貨建取引による資産及び負債を保有しており、将来の債券価格や株価の下落あるいは為替レートの変動等により損失が発生し、当行の業績に影響を与える可能性があります。また、貸出金・有価証券や預金などの資産・負債には金利または期間のミスマッチが存在しているため、将来の金利変動などによって資金利益が減少する可能性があります。

当行におきましては、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性の両立を目指した適切な対策を講じるため、総合企画部内に収益管理室を設置し、市場動向、資産・負債状況の把握・分析などALM(資産・負債の総合管理)の充実に注力しています。

(ウ)流動性リスク

当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなかつたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクがあります。

(エ)オペレーショナルリスク

事務リスク

銀行では、預金、融資、為替等多くの事務処理を正確にかつ迅速に行う必要があります。事務ミスによる事故を回避するため、当行では規程、マニュアル等の一層の充実を図るとともに本部集合研修や臨店指導による営業現場の指導を通して、絶えず管理能力向上と事務レベルアップに努めています。

システムリスク

金融機関においては、コンピュータの停止は社会的に大きな影響を及ぼします。当行は、このリスクを回避するため、ホストコンピュータを常時2台以上稼働させ、一方が故障しても他方でバックアップできる体制を取っています。また電源設備や営業店との通信回線等についても二重化を図っています。さらに、災害等に備えバックアップセンターを構築し、元帳・プログラム等の重要ファイルは毎日隔地保管を行うなど、万全のリスク管理体制で取り組んでいます。

さらに、現状の管理態勢については定期的に見直しを行い、ホストコンピュータ等を計画的に更改するなどの対策を実施しています。

リーガルリスク

当行グループは各種法令等に則り業務を遂行していますが、各種取引等において法律関係に不確実性、不備が発生した場合やコンプライアンスの欠如により、信用の毀損や損失が発生する可能性があります。

イベントリスク

犯罪・自然災害等の発生により、店舗等の損傷による損失の他、当行グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。

レピュテーションリスク

レピュテーションリスクとは経営内容が誤って伝えられる風評等により損失を被るリスクをいいます。

当行のような金融機関にとって、特に信用を損なう風評は不測の損失を発生させる可能性があるものと認識しております。

当リスクについては、当行では過去に悪質なデマに端を発した預金の流出がありました。デマが原因でこのような事態となったことは非常に残念なことでしたが、預金者の方々により親しまれかつ信頼される関係の構築に努めてまいりました。その結果、総預金残高は平成17年3月以降每期連続して増加しています。

今後とも、お客さまとのリレーションの構築を通じて、収益の増強と不良債権の処理を進め、健全な銀行であることを皆さまにお伝えすることに努めてまいります。

人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）や差別的行為（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等）により、信用の毀損や損失が発生する可能性があります。

(オ)自己資本比率

当行の連結自己資本比率及び単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しており、当行は国内基準を採用しております。

当行の自己資本比率が要求される基準(4%)を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等の命令を受けることとなります。当行の自己資本比率に影響を与える要因としては以下のもの等が含まれます。

- a. 有価証券ポートフォリオの価値の低下等(上記(イ)市場リスク)
- b. 債務者の信用力の悪化等(上記(ア)信用リスク)に際して生じうる与信関係費用の増加
- c. 繰延税金資産の資産性低下又は算入制限()
- d. 自己資本比率の基準及び算定方法の変更

繰延税金資産の計上は、将来の課税所得など様々な予測・仮定に基づくものであるため、当行が将来繰延税金資産の一部が回収できないと判断した場合、その一部は取り崩され、自己資本比率の低下につながる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態について

当行グループの財政状態につきましては、総預金残高が前連結会計年度末比571億円増加し2兆1,509億円、総貸出金残高が前連結会計年度末比422億円増加し1兆4,565億円、有価証券が308億円増加し6,689億円となりました。

当行単体の財政状態につきましては、平成29年3月末の総預金残高は、個人預金が209億円、一般法人預金は344億円伸びたことで、前事業年度末比582億円増加し2兆1,582億円となりました。地区別では佐賀県で522億円、福岡県で44億円、それぞれ増加しました。

総貸出金に関しましても、地方公共団体向け貸出金が前事業年度末比178億円減少した一方で、中小企業さま等への事業性貸出残高は前事業年度末比450億円増加したこと等により、前事業年度末比422億円増加し1兆4,565億円となりました。地区別では佐賀県で99億円、福岡県で398億円、それぞれ増加しました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努め、前事業年度末比313億円増加し6,678億円となりました。

自己資本比率(国内基準)は、前期末と比べて利益の積み上げはありましたが、バーゼル 適用に伴う自己資本の額の調整額の増加や劣後特約付借入金を返済したことによりコア資本額が減少したことや、貸出金の増加等によるリスク・アセットの増加があり、前期末比1.22%ポイント低下し、7.68%となりました。また、連結自己資本比率(国内基準)は、前期末比1.25%ポイント低下し、8.07%となりました。

不良債権(金融再生法開示債権)比率は、平成28年3月末の2.54%が平成29年3月末には2.46%となりました。

(2) 経営成績について

当行グループの経営成績につきましては、連結経常収益は前連結会計年度比49億11百万円減少し441億6百万円、連結経常利益は前連結会計年度比21億9百万円減少し40億57百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比3億44百万円減少し28億98百万円となりました。なお、これら連結ベースの業績は大部分が当行単体の銀行業務によるものです。

当行単体の経営成績につきましては、経常収益は、金利が極めて低水準で推移する資金運用環境下において、年度後半の市場環境変化による取引形態の見直しを行ったことなどで、国債等債券売却益が前事業年度比46億44百万円減少したこと等から、前事業年度比48億12百万円減少し435億8百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や営業経費中の物件費が減少したものの、退職給付数理差異償却の増加や有価証券のポートフォリオ見直しに伴う国債等債券売却損があったことから前事業年度比27億54百万円の減少となり、経常利益は前事業年度比20億59百万円減少し33億94百万円となりました。

また、当期純利益については、前事業年度比3億59百万円減少し28億59百万円となりました。

なお、収益の根幹をなす資金運用収益につきましては、有価証券運用関連で有価証券利息配当金は79億32百万円と前事業年度比2億89百万円増加しました。一方で、マイナス金利政策の下、貸出金利回りの低下はありましたが、残高が前年を上回り順調に推移し、貸出金利息は183億43百万円と前事業年度比4億5百万円の減少にとどまったことで、1億1百万円減少の265億4百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況について

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローの状況に関しましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による422億11百万円の減少等があったものの、預金の増加による571億12百万円の増加等があり、合計で275億55百万円のプラスとなりました。なお、前連結会計年度比では893億64百万円増加しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入5,164億33百万円、有価証券の償還による収入696億51百万円の増加等に対し、有価証券の取得による支出6,090億16百万円の減少等があり、合計で241億29百万円のマイナスとなりました。なお、前連結会計年度比では306億1百万円減少しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金返済125億円や、配当金の支払11億67百万円を主因に、合計で136億76百万円のマイナスとなりました。なお、前連結会計年度比では124億17百万円減少しております。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比102億50百万円減少して1,693億87百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当行グループの設備投資等の概要は次のとおりであります。

当行グループは、銀行業の単一セグメントであります。銀行業においては、営業店舗の新設等に関して、有人店舗につきまして、平成28年11月に武雄支店を隣接地に新築・移転し、武雄西支店（愛称：さぎんパーソナルプラザ武雄）も武雄支店内に移転・統合いたしました。

また、平成28年5月に鹿島支店浜出張所を鹿島支店内に移転・統合し、平成28年12月には江北支店を白石支店江北出張所に種別変更いたしました。

なお、無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、平成28年9月に水ヶ江支店空港通り出張所、平成28年10月に和多田支店和多田駅前出張所、平成29年3月に和多田支店唐津バイパス出張所を新設いたしました。

その他、ソフトウェアや事務機器への投資を実施いたしました。

これらの設備投資等の総額は12億31百万円であります。

なお、当連結会計年度においては、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成29年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行		本店 ほか17か店	佐賀県(佐賀市内 地区)	銀行業	店舗	27,267 (3,207)	5,143	694	441	6,278	429
		唐津支店 ほか42か店	佐賀県(除く佐賀 市内地区)	"	店舗	47,766 (9,513)	2,939	1,396	430	4,766	396
		福岡支店 ほか37か店	福岡県(福岡市中 央区ほか)	"	店舗	16,798 (5,201)	2,397	528	253	3,179	419
		長崎支店 ほか2か店	長崎県(長崎市ほ か)	"	店舗	1,684	1,248	95	18	1,362	36
		東京支店	東京都中央区	"	店舗			45	10	55	26
		事務 センター	佐賀県佐賀市	"	事務 センター	9,296 (81)	425	307	260	994	150
		研修所	佐賀県佐賀市	"	研修所	1,680	269	28	8	306	
		くじゅう 保養所	大分県玖珠郡	"	厚生 施設	9,703	44	27	3	75	
		社宅・寮	佐賀県 佐賀市ほか	"	厚生 施設	38,932	4,822	328	1	5,152	
		その他の 設備		"		22,830 (812)	2,171	464	71	2,707	
	合計				175,959 (18,815)	19,460	3,918	1,499	24,877	1,456	
連結 子会 社	佐銀ビジ ネスサー ビス(株)	本社	佐賀県佐賀市	その他	事務所			0	2	2	25
	佐銀コン ピュータ サービス(株)	本社等	"	"	"	362	35	6	10	53	68
	佐銀信用保 証(株)	本社	"	"	"			7	1	8	16

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め543百万円であり
す。
2. 動産は、事務機械707百万円、その他800百万円であります。
3. 店舗外現金自動設備100か所は上記に含めて記載しております。
4. 上記には、非連結子会社及び関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであり
す。

店舗名	所在地	建物
		帳簿価額(百万円)
本店ビル(注)	佐賀県佐賀市	1
福岡本部ビル(注)	福岡県福岡市博多区	3
唐津支店(注)	佐賀県唐津市	1
合計		6

(注) 貸与先 株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング、佐銀リース株式会社

5. 上記のほか、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	従業員数 (人)	リース内容		
							台数	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)
当行		その他の設備		銀行業	現金自動預入支払機		26台	6	1

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の主な設備計画については、従業員の福利厚生向上の観点から、当行行員が入居する集合住
宅・寮を、平成30年3月に新築での取得を予定しております。

当連結会計年度末において、計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	大橋寮・社宅	福岡県	新築	銀行業	建物他	2,653		自己資金	平成29年3月	平成30年3月
	事務センター	佐賀県	改修	銀行業	付属設備	173		自己資金	平成29年4月	平成31年3月
	各店舗等 節電・改正省 エネ法対応		改修	銀行業	建物他	50		自己資金	平成29年4月	平成30年3月
合計						2,876				

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 連結子会社については、設備の新設、改修の計画はありません。

(2) 売却

当連結会計年度末において、提出会社及び連結子会社の設備の売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	499,142,000
計	499,142,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	171,359,090	同左	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式で、単 元株式数は、1,000株であり ます。
計	171,359,090	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月28日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,426個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	142,600株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日から 平成54年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 175円 資本組入額 88円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる 1 株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの 1 名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から 2 カ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第 1 項 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注 2)に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注 3)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年6月27日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,837個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	183,700株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月31日から 平成55年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 191円 資本組入額 96円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2カ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注3)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

平成26年6月27日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,818個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	181,800株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日から 平成56年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 224円 資本組入額 112円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2カ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注3)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

平成27年6月26日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,494個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	149,400株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月31日から 平成57年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 282円 資本組入額 141円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2カ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注3)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

平成28年6月29日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	2,470個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	247,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月28日から 平成58年7月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 240円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2カ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注3)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年11月30日(注)	2,000	171,359		16,062		11,374

(注) 発行済株式総数の減少は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		56	27	551	139	1	4,363	5,137	
所有株式数 (単元)		74,131	3,552	33,188	16,964	1	42,507	170,343	1,016,090
所有株式数 の割合(%)		43.52	2.09	19.48	9.96	0.00	24.95	100.00	

(注) 自己株式4,331,146株は「個人その他」に4,331単元、「単元未満株式の状況」に146株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	7,969	4.65
佐賀銀行行員持株会	佐賀市唐人二丁目7番20号	6,381	3.72
株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	5,223	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,973	2.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,953	2.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,806	2.22
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町1番地	3,479	2.03
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,075	1.79
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,813	1.64
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	2,794	1.63
計		44,468	25.95

(注) 当行は、自己株式として4,331千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.52%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,331,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は、1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 166,012,000	166,012	同上
単元未満株式	普通株式 1,016,090		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	171,359,090		
総株主の議決権		166,012	

(注) 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式146株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社佐賀銀行	佐賀市唐人二丁目7番20号	4,331,000		4,331,000	2.52
計		4,331,000		4,331,000	2.52

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成24年6月28日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成24年6月28日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成25年6月27日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成25年6月27日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成26年6月27日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成26年6月27日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成27年6月26日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成27年6月26日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成28年6月29日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成28年6月29日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成29年6月29日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成29年6月29日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	189,500株 [募集事項](4)に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項](8)に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項](11)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項](10)に記載しております。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項](13)に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

(1) 新株予約権の名称

株式会社佐賀銀行第6回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者および人数

当行取締役11名

(3) 新株予約権の数

新株予約権1,895個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を割当日において支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を割当日において相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成29年7月26日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月27日から平成59年7月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当行の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

C. 相続承継人は、前記(8)所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(11)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会(株主総会が不要場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記(12)に準じて決定する。

(14) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権証券の不発行

当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(16) 本事項に定めがない事項については、当行と新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結される新株予約権割当契約書の定めによるものとする。

(17) 新株予約権行使の際の払込取扱場所

株式会社佐賀銀行 本店営業部 (佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号)

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,145	2,683,508
当期間における取得自己株式	633	184,088

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	82,900	22,690,820		
その他(単元未満株式の買増請求)				
保有自己株式数	4,331,146		4,331,779	

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求及び買増請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行経営の公共性に鑑み、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努め、剰余金の配当については内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

この方針に基づき第88期におきましては、中間配当は平成28年11月10日に取締役会の決議を行い、1株当たり3円50銭の配当を実施しました。期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、1株当たり3円50銭といたしました。これにより中間配当3円50銭と合わせた第88期の配当金は1株につき7円00銭となりました。

今後につきましても、安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図っていききたいと考えております。

内部留保につきましては、効率的な資金運用を行い、経営体質の一層の強化と業績向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、当行は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年11月10日 取締役会決議	584	3.5
平成29年6月29日 定時株主総会決議	584	3.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	246	259	335	333	325
最低(円)	170	188	207	192	195

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	276	282	307	307	316	325
最低(円)	247	246	278	285	282	295

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性17名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役頭取	代表取締役	陣内 芳博	昭和24年12月28日生	昭和47年4月 当行入行 平成14年6月 システム部長兼共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー 平成15年6月 取締役総合企画部長 平成17年6月 常務取締役総合企画部長 平成19年6月 常務取締役 平成22年6月 専務取締役と同時に代表取締役就任 平成23年6月 取締役副頭取 平成24年6月 取締役頭取(現職)	平成29年6月から2年	60
専務取締役	代表取締役 営業統括本部長	古川 光則	昭和30年2月16日生	昭和52年4月 当行入行 平成17年6月 本店営業部長 平成19年6月 取締役本店営業部長 平成20年6月 取締役福岡本部副本部長 平成21年6月 常務取締役福岡本部長 平成26年4月 常務取締役営業統括本部長 平成28年6月 専務取締役営業統括本部長(現職) 平成29年6月 代表取締役就任(現職)	平成29年6月から2年	27
常務取締役		上野 昭久	昭和30年12月24日生	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 唐津エリア長兼唐津支店長 平成22年6月 常務執行役員本店営業部長 平成25年4月 常務執行役員 平成25年6月 常務取締役(現職)	平成29年6月から2年	24
常務取締役		坂井 秀明	昭和33年9月5日生	昭和56年4月 当行入行 平成21年6月 総合企画部長 平成23年6月 取締役総合企画部長 平成26年4月 常務取締役(現職)	平成29年6月から2年	24
常務取締役	福岡本部長	今泉 直	昭和33年9月25日生	昭和56年4月 当行入行 平成21年6月 福岡本部副本部長 平成23年6月 取締役福岡本部副本部長 平成26年4月 常務取締役福岡本部長(現職)	平成29年6月から2年	22
常務取締役	業務統括本部長	田代 朗	昭和33年7月10日生	昭和56年4月 当行入行 平成25年4月 本店営業部長 平成25年6月 取締役本店営業部長 平成28年4月 取締役業務統括本部長 平成28年6月 常務取締役業務統括本部長(現職)	平成29年6月から2年	15
取締役	業務統括本部長 代理兼システム部長	二瓶 富夫	昭和34年11月13日生	昭和53年4月 富士通株式会社入社 平成2年1月 当行入行 平成24年6月 システム部長 平成26年4月 執行役員システム部長 平成27年4月 執行役員業務統括本部システム部長 平成27年6月 取締役業務統括本部システム部長 平成28年6月 取締役業務統括本部長代理兼システム部長(現職)	平成29年6月から2年	22
取締役	営業統括本部 営業推進部長	富永 金吾	昭和35年3月15日生	昭和57年4月 当行入行 平成24年6月 鳥栖エリア長兼鳥栖支店長 平成26年4月 執行役員営業統括本部福岡本部推進部長 平成28年4月 執行役員営業統括本部営業推進部長 平成28年6月 取締役営業統括本部営業推進部長(現職)	平成28年6月から2年	11
取締役	本店営業部長	堤 和幸	昭和35年5月29日生	昭和59年4月 当行入行 平成24年6月 神野町エリア長兼神野町支店長 平成27年4月 執行役員神野町エリア長兼神野町支店長 平成28年4月 執行役員本店営業部長 平成28年6月 取締役本店営業部長(現職)	平成28年6月から2年	66
取締役	唐津エリア長 兼唐津支店長	古川 広直	昭和36年5月5日生	昭和59年4月 当行入行 平成25年4月 審査管理部長 平成28年4月 執行役員審査管理部長 平成29年4月 執行役員唐津エリア長兼唐津支店長 平成29年6月 取締役唐津エリア長兼唐津支店長(現職)	平成29年6月から2年	6
取締役	総合企画部長	中村 紳三郎	昭和37年12月11日生	昭和60年4月 当行入行 平成26年4月 総合企画部長 平成29年6月 取締役総合企画部長(現職)	平成29年6月から2年	49

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	
取締役		木村 務	昭和24年10月4日生	昭和53年4月 平成7年4月 平成13年4月 平成17年4月 平成21年9月 平成25年6月 平成27年4月	西九州大学講師 西九州大学教授 長崎県立大学経済学部教授 長崎県立大学副学長 中華人民共和国華僑大学MBAセンター客員教授 当行取締役(現職) 長崎県立大学経済学部客員研究員	平成29年6月から2年		
取締役		古館 直人	昭和21年6月1日生	昭和44年7月 平成10年5月 平成11年6月 平成13年6月 平成20年4月 平成25年7月 平成27年6月	日本銀行入行 同行検査室長 財団法人金融情報システムセンター理事 中部証券金融株式会社取締役社長 日証金信託銀行株式会社代表取締役社長 明治安田生命保険相互会社非常勤顧問 当行取締役(現職)	平成29年6月から2年		
常勤監査役		鶴田 賢二	昭和37年4月18日生	昭和60年4月 平成27年4月 平成29年6月	当行入行 業務統括本部業務集中支援部長 常勤監査役(現職)	平成29年6月から4年	1	
監査役		臼井 俊雄	昭和17年1月1日生	昭和35年4月 平成7年7月 平成8年6月 平成9年6月 平成18年6月	大蔵省北九州財務局入局 四国財務局理財部次長 九州信金共同事務センター常務理事 九州信金共同事務センター専務理事 当行監査役(現職)	平成26年6月から4年		
監査役		鬼崎 昭宣	昭和17年6月9日生	昭和40年4月 平成13年10月 平成16年5月 平成21年6月 平成23年6月	佐賀県庁入庁 出納長 佐賀県信用保証協会会長 佐賀信用金庫理事(非常勤) 当行監査役(現職)	平成27年6月から4年		
監査役		井寺 修一	昭和52年6月15日生	平成17年10月 平成28年6月	弁護士開業(現職) 当行監査役(現職)	平成28年6月から4年		
計							327	

- (注) 1. 取締役木村務及び古館直人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役臼井俊雄、鬼崎昭宣及び井寺修一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行は、定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(千株)
吉村 真介	昭和28年7月19日生	昭和52年4月 平成17年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成23年6月 平成24年6月	当行入行 事務管理部長 取締役事務管理部長 取締役経営管理部長 佐銀ビジネスサービス株式会社専務取締役 佐銀ビジネスサービス株式会社専務取締役(代表取締役)(現職)	15

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行は、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させ、お客様・株主様にとって、「なくてはならない銀行」であり続けるための最良なコーポレートガバナンスを実現することを目的とし、以下の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスに関する施策の実施と体制の整備に努めております。

- () 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- () ステークホルダーである「地域社会」、「顧客および株主」、「従業員」の利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- () 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- () 独立社外取締役および監査役並びに監査役会の活用により、取締役会の監督機能の実効性向上を図る。
- () 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制の概要等

イ．企業統治の体制

当行の取締役会は、取締役13名により構成され、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。また、社外取締役2名を選任し、取締役会の監督機能強化や、取締役会における意思決定の公正性、客観性の向上を図っています。

当行は監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む4名からなる監査役会が、取締役の職務執行状況を監査し、助言を行っています。

また、当行及び当行グループに在籍経験のない社外取締役及び社外監査役が、独立した立場より当行の業務執行の監査・監督を行う体制とすることにより、コーポレートガバナンスの実効性と健全性の確保に努めています。

なお、当行の取締役は14名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めています。

当行では、急速に変化する経営環境に適切かつ迅速に対応していくため、また、業務執行が適正に行われるよう、取締役会等における審議の充実と意思決定の迅速化を図っています。

取締役会は、原則月1回開催され、法令等で定められた事項及び経営に関する重要事項について決定しています。また、業務執行取締役の位置付けを明確にし、その取締役会への報告を充実させるなど取締役会の機能強化を図っています。

取締役会より委任を受けた銀行の常務に関する事項については、頭取、専務取締役及び常務取締役により構成される常務会を原則週1回開催しており、迅速な意思決定を図っています。さらに、業務の推進状況や全行的なリスク管理状況について協議・検討を行う機関として、頭取、専務取締役、常務取締役及び社外取締役並びに係長により構成される経営会議(毎月)・コンプライアンス委員会(四半期毎)を開催するなど、コーポレートガバナンスの充実を図っています。また、取締役会はもちろんのこと、常務会など経営の重要な会議には監査役が出席し、「動的監査機能」を充実させています。

なお、当行は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、当該社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う旨の、責任限定契約を締結しております。

- () 当行の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- 「リスク管理方針」・「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに統合管理部署を経営管理部と定め、リスクを網羅的・総括的に管理しています。
- また、リスク管理状況については、経営管理部が定期的(四半期ごと)に取締役会に報告する体制とし、取締役会は問題点の把握と改善に努めています。
- () 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 中期経営計画、営業方針その他全行的な目標を定め、各部門が実施すべき目標や施策を明確にするとともに、「職務および権限規程」に基づいた職務分担・権限・執行方法を定め、また、取締役会等において定期的にその結果を把握し、改善を促すことにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現することとしています。
- () 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当行は健全且つ円滑なグループ経営の実現・維持を目的として「関連会社管理規程」を制定しています。
- 当行のグループ会社に対しては、契約に基づく当行監査部による監査および当行より派遣するグループ会社の監査役による監査を実施するとともに、当行の監査役会による往査を実施しています。
- また、「関連会社代表者会」、「関連会社ヒアリング」等を通じて、各社の業績、要望・課題、内部統制システムの整備状況その他について把握すると共に、緊密な連携を図っています。
- これらの取組みにより、「グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」、「グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当行グループとしての適正性を確保しています。
- () 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当行グループの財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切に運用しています。
- () 当行監査役職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人として、監査室を設置し専任のスタッフを配置しています。当該専任スタッフは、監査役(会)の指示に基づき調査、情報収集を行いその結果を報告する等の監査業務の補助を行っています。
- また、当該専任スタッフの取締役からの独立性を確保するため、その人事異動・人事評価等については、事前に監査役会に意見を求め、これを尊重することとしています。
- () 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- () 当行及びグループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査役に報告・通報をするための体制
- 当行取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、監査役へ報告することとしています。また、当行及びグループ会社の法令等違反行為や不正行為等につき、当行を含め各グループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」に基づき、当行グループの役職員から当行が設置する内部通報窓口(経営管理部、常勤監査役、行外受付窓口)に対し報告または通報を行う体制とし、報告・通報を受けた内部通報窓口は、当該事実を監査役に報告することとしています。
- さらに、監査役が、取締役会・常務会その他重要な会議に出席するなど常に当行の経営に係る重要な情報を把握できる体制としています。
- () 報告・通報した者が当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当行及びグループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」では、当該報告・通報したことを理由として報告・通報者に対し、解雇・懲戒処分・降格・減給等不利益な処遇をしてはならないことを定め、報告・通報者の保護を図る体制としています。
- () 当行監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当行は、監査役(会)が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めたり、調査・鑑定等を委託した場合の所要の費用については、当行が速やかに支払うこととしています。

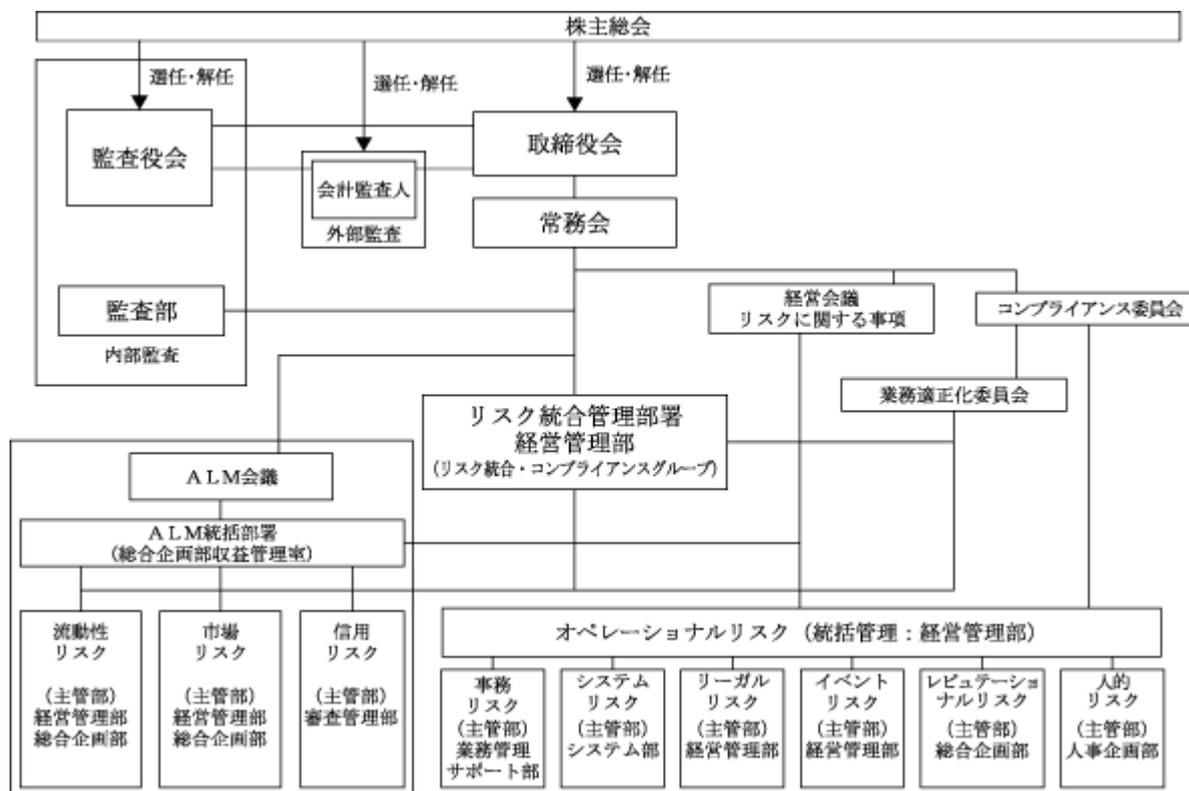
() その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査部門は、監査役会とそれぞれ定期的に意見を交換しています。また、取締役及び使用人は監査役会から報告を求められた事項について報告することとしています。

さらに、経営の重要な会議には監査役の出席を認め、「動態的監査機能」を強化しています。

八．リスク管理体制の整備の状況

<リスク管理体制図>



金融業務が一段と多様化、高度化するなかで、リスクも多岐にわたり複雑化しております。当行では、適切なリスク管理を行うため、戦略目標を踏まえた「リスク管理方針」を取締役会において定めております。

また、リスク管理体制図に記載しておりますリスクに関して、「リスク管理方針」や「リスク管理規程」等に基づき、現実に存在するリスクを的確に把握し、発生の可能性を認識したうえで、発生回避及び発生した場合の対応に努めております。

二．法令等遵守体制の状況

法令等遵守(コンプライアンス)体制につきましては、経営管理部を統括部署とし、「法令遵守の基本方針」及び「法令遵守の遵守基準」を取締役会で策定しています。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど当行の法令等遵守体制の確立を図っております。

また、当行の役職員の法令等遵守意識を向上させるための施策として、日常業務におけるコンプライアンス上の規範を網羅した「法令遵守の栞」を全役職員に常備させるなど、順法精神の向上に努める一方、取締役、執行役員及び重要な使用人に対して部下から上司を評価する「360度評価」を平成16年より実施、また行員に対する人事考課や営業店に対する業績評価においても、より法令等遵守姿勢を重視した評価制度を取り入れています。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査

当行の内部監査は、各営業店等及び本部部門ごとに監査部(人員：19名(嘱託4名含む))が行う部署別監査及び自己査定検証、並びに経営管理部によるリスク管理態勢の適切性・有効性の検証等により構成されており、監査・検証結果等は取締役会に報告されております。

ロ．監査役監査

当行の監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されており、取締役の職務執行及び会計監査、業務監査を実施しており、また会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

また、監査役会は内部監査部門と定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役の業務監査が効率的に行えるよう、監査役は適宜必要な情報を内部監査部門に求めることができる体制としております。

なお、当行の内部監査部署、監査役、会計監査人、及び内部統制部署は密接な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。更に、監査役会は、会計監査人と定例会合をもち、報告や意見交換を実施しております。

社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役である木村務、古館直人、社外監査役である臼井俊雄、鬼崎昭宣及び井寺修一は当行及び当行グループの出身者ではありません。また、当行のその他の取締役、監査役との間に人的関係は有しておらず、当行との間に特別な利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。なお、社外取締役古館直人は、中部証券金融株式会社の取締役社長及び日証金信託銀行株式会社の代表取締役社長を、社外監査役鬼崎昭宣は、佐賀信用金庫の理事をしておりましたが、いずれも当行との間には人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役には、取締役会の監督機能強化や、取締役会における意思決定の公正性、客観性の向上を、社外監査役には、監査体制の中立性及び独立性の向上を図る目的で、それぞれの経験・識見等に基づく中立的な意見の表明を期待して選任しております。また、社外取締役および社外監査役が、当行の業務執行の監督・監査を行うにあたり、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ることを目的とし、独立社外役員である社外取締役および社外監査役に構成される「独立社外役員会議」を原則年2回開催しております。

なお、社外取締役に対しては、取締役会開催前に担当部署による議案内容の事前説明や各種情報提供を行い、社外監査役に対しては、監査役会にて常勤監査役が事前に議案説明を行うなど、社外取締役及び社外監査役の職務遂行をサポートする体制を整備しています。また、社外監査役を含め監査役・監査役会を補助する組織として、監査室を設置し、専任のスタッフを配置しております。社外監査役へは、監査役会開催時などに必要な情報について報告し、社外監査役からの調査依頼については、常勤監査役及び監査室が対応しております。

社外役員（社外取締役、社外監査役）候補者については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当行が定める「独立性判断基準」に則って選定しております。「独立性判断基準」の詳細については以下のとおりであります。

<社外役員に係る独立性判断基準>

- (1) 当行を主要な取引先(1)とする者若しくはその業務執行者(2)に該当しないこと。
- (2) 当行の主要な取引先若しくはその業務執行者(2)に該当しないこと。
- (3) 当行から役員報酬以外に多額(3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)に該当しないこと。
- (4) 当行から多額(3)の寄付または助成を受ける者若しくはその業務執行者(2)に該当しないこと。
- (5) 当行の主要株主(4)若しくはその業務執行者(2)に該当しないこと。
- (6) 最近(5)において、上記(1)～(5)に該当していないこと。
- (7) 次のいずれかに掲げる者(重要(6)でない者を除く)の近親者(7)に該当しないこと。

上記(1)～(6)までに掲げる者

当行または当行子会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含む)

最近(5)において上記に該当していた者

1. 主要な取引先

直近事業年度における年間連結総売上高(当行の場合は連結粗利益)の2%以上の取引のある先融資取引に関して、当行との取引が資金調達において必要不可欠であり、代替性がない場合は、当該取引先を「主要な取引先」とみなす。

2. 業務執行者

会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人並びに団体の業務を執行する役員、理事およびこれらに類する者として業務を執行する者

3. 多額 : 過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額

4. 主要株主 : 議決権所有割合(直接保有と間接保有の双方を含む)10%以上の株主

5. 最近

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

6. 「重要」な者

会社の役員・部長クラスの者、監査法人や法律事務所等に所属する公認会計士や弁護士

7. 近親者 : 二親等内の親族

役員の報酬等の内容

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度において、当行の役員に対する報酬等の内容は、次のとおりであります。なお、社外役員としては、社外取締役2名、社外監査役3名であります。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別	
			基本報酬	ストック オプション
取締役 (社外取締役を除く)	13	260	201	59
監査役 (社外監査役を除く)	1	21	21	
社外役員	5	18	18	

(注) 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は39百万円であります。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当行の取締役の報酬については、役位に応じて定額で支給する「基本報酬」、当行の業績等を勘案して支給する「賞与」、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「株式報酬型ストックオプション」にて構成しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、独立性確保の観点から定額で支給する「基本報酬」のみとしております。

当行の取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。

各取締役の報酬額は上記限度額の範囲内で取締役会にて決定しております。また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	141銘柄
貸借対照表計上額の合計額	43,692百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(株式の政策保有に関する方針)

政策保有株式については、地域金融機関として、取引先や事業連携等に係る他金融機関等との関係維持・強化のために必要と判断される場合に保有する。また、政策保有株式の保有については、リスク・リターン評価などを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しも検証し保有の可否を判断する。

(政策保有株式に係る議決権行使に関する方針)

政策保有株式の議決権行使については、投資先の中長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンス等の状況も踏まえ総合的に賛否を判断する。

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計 上額(百万円)	保有目的
久光製薬(株)	2,956,000	14,868	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)九州フィナンシャルグループ	3,831,240	2,486	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
九州電力(株)	1,969,500	2,109	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
東京海上ホールディングス(株)	400,000	1,520	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
西日本鉄道(株)	2,039,270	1,496	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	3,219,740	1,181	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)十八銀行	4,383,000	1,095	同上
西部ガス(株)	4,024,164	1,046	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
三愛石油(株)	960,000	784	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)西日本シティ銀行	3,216,705	640	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計 上額(百万円)	保有目的
(株)戸上電機製作所	1,100,000	479	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)第四銀行	1,225,000	474	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)筑邦銀行	1,752,200	420	同上
鳥越製粉(株)	630,000	415	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)岩手銀行	83,800	341	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
グローリー(株)	80,000	306	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	97,410	305	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
セコム(株)	35,000	292	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)リコー	250,000	286	同上
(株)宮崎銀行	1,011,000	277	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,500,800	252	同上
(株)大和証券グループ本社	360,000	249	同上
(株)東邦銀行	637,000	229	同上
損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)	70,750	225	同上
アイ・ケイ・ケイ(株)	304,000	206	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)沖縄銀行	51,800	191	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)名村造船所	212,800	179	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)百五銀行	412,000	173	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
総合メディカル(株)	44,000	168	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
日油(株)	210,000	167	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計 上額(百万円)	保有目的
久光製薬(株)	2,956,000	18,800	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)九州フィナンシャルグループ	3,831,240	2,609	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
九州電力(株)	1,969,500	2,335	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
東京海上ホールディングス(株)	400,000	1,878	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)十八銀行	4,383,000	1,573	同上
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	3,219,740	1,551	同上
西部ガス(株)	4,024,164	1,030	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
西日本鉄道(株)	2,039,270	956	同上
三愛石油(株)	960,000	905	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)西日本フィナンシャルホールディングス	643,341	716	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)戸上電機製作所	1,100,000	634	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
九州旅客鉄道(株)	167,900	575	同上
(株)第四銀行	1,225,000	540	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
鳥越製粉(株)	630,000	516	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)岩手銀行	83,800	395	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)筑邦銀行	1,752,200	390	同上
(株)宮崎銀行	1,011,000	346	同上
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	97,410	344	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,500,800	306	同上
グローリー(株)	80,000	292	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
SOMPOホールディングス(株)	70,750	288	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
セコム(株)	35,000	278	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計 上額(百万円)	保有目的
(株)東邦銀行	637,000	266	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)沖縄銀行	62,160	264	同上
日油(株)	210,000	248	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)大和証券グループ本社	360,000	244	事業上の連携・協力等の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
アイ・ケイ・ケイ(株)	304,000	243	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)リコー	250,000	229	取引関係の維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
(株)ベスト電器	1,318,000	200	当行の重要な営業基盤である「地域社会」との関わりが深い同社との関係維持・向上により、当行の中長期的な企業価値向上に資するため
総合メディカル(株)	44,000	184	同上

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	293	11	271	24
非上場株式	158	0		

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	420	10	0	26
非上場株式	158	1		

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

会計監査人の状況

当行は会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人に委嘱しております。同監査法人及び当行監査に従事する業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等については、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	森 行 一	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	伊 加 井 真 弓	

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名 その他 19名

取締役の定数及び選解任決議の内容

当行は、「当銀行の取締役は14名以内とする。」旨を定款で定めております。

当行は、「取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。」旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．自己株式の取得

当行は、自己株式の取得について、「当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。」旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ．中間配当

当行は、中間配当について、「当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる。」旨を定款で定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。」旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48		48	
連結子会社				
計	48		48	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	180,446	169,874
買入金銭債権	3,421	3,534
金銭の信託	400	398
有価証券	1, 7, 13 638,161	1, 7, 13 668,978
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,414,305	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,456,516
外国為替	6 3,198	6 2,990
その他資産	2, 7 27,255	2, 7 6,956
有形固定資産	10, 11 24,859	10, 11 24,952
建物	3,522	3,932
土地	9 19,522	9 19,486
建設仮勘定	26	5
その他の有形固定資産	1,787	1,526
無形固定資産	2,530	2,081
ソフトウェア	2,241	1,885
その他の無形固定資産	289	195
繰延税金資産	860	797
支払承諾見返	12,253	12,401
貸倒引当金	14,896	14,177
資産の部合計	2,292,796	2,335,305
負債の部		
預金	7 2,093,837	7 2,150,949
譲渡性預金	6,391	5,342
コールマネー及び売渡手形	6,760	5,048
債券貸借取引受入担保金		7 2,144
借入金	12 15,370	12 2,775
外国為替	144	59
その他負債	21,717	20,379
賞与引当金	681	686
退職給付に係る負債	8,622	8,053
役員退職慰労引当金	11	12
睡眠預金払戻損失引当金	281	328
繰延税金負債	3,354	2,389
再評価に係る繰延税金負債	9 4,049	9 4,047
支払承諾	12,253	12,401
負債の部合計	2,173,477	2,214,617

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
資本金	16,062	16,062
資本剰余金	11,375	11,375
利益剰余金	60,383	62,195
自己株式	1,211	1,191
株主資本合計	86,609	88,441
その他有価証券評価差額金	21,879	20,554
土地再評価差額金	9 8,297	9 8,307
退職給付に係る調整累計額	1,932	1,522
その他の包括利益累計額合計	28,244	27,339
新株予約権	161	201
非支配株主持分	4,303	4,705
純資産の部合計	119,319	120,687
負債及び純資産の部合計	2,292,796	2,335,305

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
経常収益	49,017	44,106
資金運用収益	26,616	26,514
貸出金利息	18,748	18,343
有価証券利息配当金	7,653	7,941
コールローン利息及び買入手形利息	11	8
預け金利息	122	132
その他の受入利息	81	87
信託報酬	2	
役務取引等収益	6,728	6,543
特定取引収益	87	41
その他業務収益	13,800	9,852
その他経常収益	1,783	1,154
貸倒引当金戻入益		195
償却債権取立益	1	1
その他の経常収益	¹ 1,782	¹ 957
経常費用	42,851	40,048
資金調達費用	1,318	755
預金利息	1,001	618
譲渡性預金利息	9	4
コールマネー利息及び売渡手形利息	88	35
債券貸借取引支払利息	18	6
借入金利息	199	89
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	3,047	3,271
その他業務費用	13,014	11,112
営業経費	24,029	24,167
その他経常費用	1,441	741
貸倒引当金繰入額	301	
その他の経常費用	² 1,140	² 741
経常利益	6,166	4,057
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	56	58
固定資産処分損	54	51
減損損失	³ 2	³ 6
税金等調整前当期純利益	6,109	3,999
法人税、住民税及び事業税	1,952	769
法人税等調整額	497	74
法人税等合計	2,449	694
当期純利益	3,660	3,305
非支配株主に帰属する当期純利益	417	407
親会社株主に帰属する当期純利益	3,242	2,898

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
当期純利益		3,660		3,305
その他の包括利益	1	2,227	1	914
その他有価証券評価差額金		676		1,324
土地再評価差額金		213		
退職給付に係る調整額		3,117		410
持分法適用会社に対する持分相当額		0		0
包括利益		1,432		2,391
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益		1,014		1,983
非支配株主に係る包括利益		417		407

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,062	11,375	58,399	1,229	84,607
当期変動額					
剰余金の配当			1,251		1,251
親会社株主に帰属する当期純利益			3,242		3,242
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分			6	21	15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,984	17	2,002
当期末残高	16,062	11,375	60,383	1,211	86,609

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	21,202	8,084	1,184	30,472	127	3,891	119,098
当期変動額							
剰余金の配当							1,251
親会社株主に帰属する当期純利益							3,242
自己株式の取得							3
自己株式の処分							15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	676	213	3,117	2,227	33	412	1,781
当期変動額合計	676	213	3,117	2,227	33	412	220
当期末残高	21,879	8,297	1,932	28,244	161	4,303	119,319

当連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,062	11,375	60,383	1,211	86,609
会計方針の変更による累積的影響額			95		95
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,062	11,375	60,479	1,211	86,705
当期変動額					
剰余金の配当			1,168		1,168
親会社株主に帰属する当期純利益			2,898		2,898
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分			3	22	19
土地再評価差額金の取崩			9		9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,716	20	1,736
当期末残高	16,062	11,375	62,195	1,191	88,441

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	21,879	8,297	1,932	28,244	161	4,303	119,319
会計方針の変更による累積的影響額							95
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,879	8,297	1,932	28,244	161	4,303	119,414
当期変動額							
剰余金の配当							1,168
親会社株主に帰属する当期純利益							2,898
自己株式の取得							2
自己株式の処分							19
土地再評価差額金の取崩							9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,324	9	410	904	39	401	463
当期変動額合計	1,324	9	410	904	39	401	1,272
当期末残高	20,554	8,307	1,522	27,339	201	4,705	120,687

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,109	3,999
減価償却費	1,585	1,531
減損損失	2	6
持分法による投資損益(は益)	12	9
貸倒引当金の増減()	129	719
賞与引当金の増減額(は減少)	26	4
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7,116	20
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	112	46
資金運用収益	26,616	26,514
資金調達費用	1,318	755
有価証券関係損益()	6,793	9,156
金銭の信託の運用損益(は運用益)	20	1
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	36	16
特定取引資産の純増()減	7	
貸出金の純増()減	69,215	42,211
預金の純増減()	16,190	57,112
譲渡性預金の純増減()	606	1,049
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	121	95
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	281	321
コールローン等の純増()減	593	112
コールマネー等の純増減()	12,466	1,712
債券貸借取引受入担保金の純増減()	4,309	2,144
外国為替(資産)の純増()減	595	208
外国為替(負債)の純増減()	20	85
資金運用による収入	27,798	27,562
資金調達による支出	1,464	849
その他	830	207
小計	60,797	29,738
法人税等の支払額	1,211	2,184
法人税等の還付額	199	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,809	27,555

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	594,370	609,016
有価証券の売却による収入	540,721	516,433
有価証券の償還による収入	62,276	69,651
有形固定資産の取得による支出	1,004	1,053
無形固定資産の取得による支出	1,150	177
有形固定資産の売却による収入	0	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,472	24,129
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出		12,500
配当金の支払額	1,250	1,167
非支配株主への配当金の支払額	5	5
自己株式の取得による支出	3	2
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,259	13,676
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	56,596	10,250
現金及び現金同等物の期首残高	236,234	179,638
現金及び現金同等物の期末残高	1 179,638	1 169,387

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 1社

株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング

(2) 持分法適用の関連会社 1社

佐銀リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号

(4) 持分法非適用の関連会社

さざん6次産業化投資事業有限責任組合第1号

佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第1号

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等のが為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)のが為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結子会社においては、上記(イ)及び(ロ)について、ヘッジ会計を行っておりません。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3) から に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産が95百万円、利益剰余金が95百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は95百万円増加しております。

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	497百万円	506百万円
出資金	746百万円	778百万円

2. 貸出金及びその他資産のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	2,113百万円	1,847百万円
延滞債権額	28,696百万円	27,117百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

その他資産のうち、貸出金に準じるものとして、求償債権を上記の対象としており、その債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	519百万円	381百万円

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	百万円	百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,676百万円	6,112百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
合計額	35,486百万円	35,077百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
9,379百万円	8,054百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	2,754百万円	4,995百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,080百万円	2,888百万円
債券貸借取引受入担保金	百万円	2,144百万円

上記のほか、為替決済、信託業務、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有価証券	79,667百万円	74,882百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
保証金	1,152百万円	1,150百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	517,441百万円	534,985百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	516,697百万円	531,472百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
8,959百万円	8,876百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	25,964百万円	26,373百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	4,111百万円 (百万円)	4,102百万円 (百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	2,500百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1,220百万円	1,826百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
株式等売却益	451百万円	103百万円
固定資産貸付料	123百万円	127百万円
退職給付引当金取崩	196百万円	百万円
時効完成預金繰入	449百万円	358百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
株式等償却	645百万円	0百万円
時効完成預金支払	114百万円	178百万円
株式派生商品費用	40百万円	380百万円

3. 減損損失

当行グループは、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗 2 か所	建物	2
合計			2

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗 4 か所	土地・建物・動産	6
合計			6

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,692百万円	9,505百万円
組替調整額	5,342 "	7,269 "
税効果調整前	649 "	2,236 "
税効果額	27 "	911 "
その他有価証券評価差額金	676 "	1,324 "
土地再評価差額金		
当期発生額	"	"
組替調整額	"	"
税効果調整前	"	"
税効果額	213 "	"
土地再評価差額金	213 "	"
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,322 "	14 "
組替調整額	196 "	575 "
税効果調整前	4,519 "	589 "
税効果額	1,401 "	179 "
退職給付に係る調整額	3,117 "	410 "
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0 "	0 "
組替調整額	"	"
持分法適用会社に対する持分相当額	0 "	0 "
その他の包括利益合計	2,227 "	914 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	171,359			171,359	
自己株式					
普通株式	4,487	13	78	4,422	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り13千株、減少は新株予約権の行使78千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					161	
合計						161	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	667	4.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	584	3.5	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	584	利益剰余金	3.5	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	171,359			171,359	
自己株式					
普通株式	4,422	10	82	4,349	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り10千株、減少は新株予約権の行使82千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					201	
合計						201	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	584	3.5	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	584	3.5	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	584	利益剰余金	3.5	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金預け金勘定	180,446 百万円	169,874 百万円
預け金(日本銀行への預け金を除く)	808 "	486 "
現金及び現金同等物	179,638 "	169,387 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、当該リース取引の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金等で資金を調達し、貸出金や有価証券等で運用するという銀行業務を主として営んでおります。預金、貸出金や有価証券等の金融資産・金融負債は、金利リスク・価格変動リスク等を有しており、これらのリスクを適切にコントロールし安定的な収益を計上するため、当行では、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行い、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業会社、地方公共団体及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行による信用リスクに晒されております。当行では融資の規範であるクレジットポリシーに業種毎の与信限度シェアを定めており、特定業種への与信集中はありません。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスクに晒されております。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っております。

デリバティブ取引にはA L Mの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期貸出金に金利スワップの特例処理を行っております。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、「債務者信用格付制度」、「自己査定」などの個別のリスク管理に加え、統計的手法によって、今後1年間の損失額を計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでいる他、与信限度額の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信関連部署より定期的に経営陣に対し大口取引先への与信状況やポートフォリオ全体のリスク量等の報告を行っております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」など市場リスク管理に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、リスク限度額をALM会議で協議の上、常務会で決定しております。所管部はALM会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはALM担当部において金融資産及び負債について、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月ALM会議で報告しております。なお、ALMにより金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、当行全体の為替ポジションを把握した上で管理を行い、必要に応じて通貨スワップ等を利用しております。

() 価格変動リスクの管理

株式等の保有については、ALM会議の方針に基づき、ALM会議で協議の上、常務会で決定したリスク限度額の枠内で行っております。このうち、純投資目的については、事前審査、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものについては、取引先の事業環境や財務状況などをモニタリングの上、リスク・リターン評価などを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しも検証し保有の可否を判断しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制体制のもとで実施しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、トレーディング目的として保有している「特定取引資産」のバリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」という）の算定にあたっては、分散共分散法（債券ディーリングの保有期間：1日、債券ディーリングを除く特定取引資産の保有期間：10日間、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成29年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で0百万円（前連結会計年度は該当なし）です。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的の債券に分類される債券」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引のうち金利スワップ取引、債券先物取引、債券店頭オプション取引等」です。これらの金融資産及び金融負債に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（円貨：保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年／円貨のうち債券店頭オプション取引：保有期間・満期までの日数、信頼区間99%、観測期間1年／外貨：保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

また、価格変動リスクの影響を受ける株式等に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（政策目的：保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年／純投資・投資信託・特定金銭信託：保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成29年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループのトレーディング業務以外の市場リスク量は、全体で7,399百万円（平成28年3月31日現在で全体で20,927百万円）です。

なお、計測されたVaRの値については、バックテストによる検証を定期的に行っております。バックテスト（保有期間1日VaR及び保有期間VaR、信頼区間99%）の結果、使用するリスク計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、預金、貸出金の満期 mismatches 管理、流動性を考慮した有価証券及び短期金融市場での運用などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	180,446	180,446	
(2) 買入金銭債権 (*1)	3,410	3,410	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,214	12,607	393
其他有価証券	622,843	622,843	
(4) 貸出金	1,414,305		
貸倒引当金 (*1)	12,546		
	1,401,758	1,439,599	37,841
資産計	2,220,672	2,258,907	38,234
(1) 預金	2,093,837	2,093,899	61
(2) 譲渡性預金	6,391	6,391	0
(3) コールマネー及び売渡手形	6,760	6,760	
(4) 債券貸借取引受入担保金			
(5) 借入金	15,370	15,303	67
負債計	2,122,360	2,122,355	5
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,470	1,470	
ヘッジ会計が適用されているもの		(929)	929
デリバティブ取引計	1,470	541	929

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	169,874	169,874	
(2) 買入金銭債権 (*1)	3,523	3,523	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,339	12,779	440
その他有価証券	653,524	653,524	
(4) 貸出金	1,456,516		
貸倒引当金 (*1)	12,011		
	1,444,505	1,479,991	35,485
資産計	2,283,767	2,319,693	35,925
(1) 預金	2,150,949	2,150,974	24
(2) 譲渡性預金	5,342	5,342	0
(3) コールマネー及び売渡手形	5,048	5,048	
(4) 債券貸借取引受入担保金	2,144	2,144	
(5) 借入金	2,775	2,763	11
負債計	2,166,259	2,166,273	13
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(263)	(263)	
ヘッジ会計が適用されているもの		(743)	743
デリバティブ取引計	(263)	(1,006)	743

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。債券の合理的に算定された価格については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式 (*1)(*2)	2,306	2,315
非上場外国株式 (*1)(*2)	7	7
組合出資金 (*3)	791	792
合 計	3,104	3,115

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	180,446					
買入金銭債権	3,410					
有価証券						
満期保有目的の債券	652	749	811			10,000
国債	502	99	311			
社債	150	650	500			
その他						10,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	46,809	135,677	95,346	52,851	129,085	112,583
債券	30,697	106,418	76,424	46,646	102,321	110,024
国債		21,739	10,149	5,788	25,873	6,009
地方債	23,078	68,425	49,159	30,500	64,717	39,895
社債	7,619	16,253	17,114	10,356	11,731	64,118
その他	16,111	29,259	18,921	6,205	26,763	2,558
貸出金(*)	359,571	283,939	209,672	124,360	124,203	254,257
合計	590,890	420,367	305,829	177,212	253,289	376,841

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない16,525百万円、期間の定めのないもの51,774百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	169,874					
買入金銭債権	3,523					
有価証券						
満期保有目的の債券	200	1,349	789			10,000
国債		99	309			
社債	200	1,250	480			
その他						10,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	81,119	85,755	86,822	73,298	161,324	105,645
債券	74,516	64,347	67,562	60,986	67,687	105,645
国債	21,671		15,274	2,547	23,131	9,053
地方債	41,001	53,269	35,011	51,806	34,908	33,585
社債	11,844	11,077	17,276	6,633	9,646	63,006
その他	6,602	21,407	19,260	12,311	93,636	
貸出金(*)	367,363	287,976	210,352	125,556	123,348	286,106
合計	622,081	375,082	297,964	198,855	284,672	401,751

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,968百万円、期間の定めのないもの49,843百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,925,826	162,425	5,585			
譲渡性預金	6,391					
コールマネー及び売渡手形	6,760					
借入金	155	180	34	12,500	2,500	
合計	1,939,134	162,605	5,620	12,500	2,500	

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,013,381	132,110	5,457			
譲渡性預金	5,315	27				
コールマネー及び売渡手形	5,048					
債券貸借取引受入担保金	2,144					
借入金	129	111	34	2,500		
合計	2,026,019	132,249	5,491	2,500		

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	914	924	10
	地方債			
	短期社債			
	社債	1,200	1,219	19
	その他	10,000	10,365	365
	小計	12,114	12,508	394
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	100	98	1
	その他			
	小計	100	98	1
合計		12,214	12,607	393

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	409	415	6
	地方債			
	短期社債			
	社債	1,680	1,688	8
	その他	10,000	10,429	429
	小計	12,089	12,533	444
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	250	245	4
	その他			
	小計	250	245	4
合計		12,339	12,779	440

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	30,669	11,812	18,856
	債券	448,367	432,273	16,094
	国債	48,915	47,093	1,821
	地方債	273,780	264,045	9,735
	短期社債			
	社債	125,671	121,133	4,537
	その他	61,725	59,827	1,898
	小計	540,762	503,913	36,849
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	5,147	5,428	281
	債券	24,166	24,602	436
	国債	20,645	21,079	433
	地方債	1,997	1,997	0
	短期社債			
	社債	1,523	1,525	2
	その他	52,767	57,616	4,849
	小計	82,080	87,647	5,567
合計	622,843	591,560	31,282	

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	42,033	17,016	25,016
	債券	404,233	393,840	10,393
	国債	42,528	41,977	551
	地方債	248,380	241,619	6,761
	短期社債			
	社債	113,324	110,243	3,080
	その他	37,976	36,699	1,277
	小計	484,243	447,556	36,687
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	756	799	43
	債券	36,511	37,209	697
	国債	29,149	29,811	661
	地方債	1,201	1,202	0
	短期社債			
	社債	6,159	6,196	36
	その他	132,012	138,913	6,900
	小計	169,280	176,923	7,642
合計	653,524	624,479	29,045	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,916	451	24
債券	415,737	3,912	7,843
国債	402,077	2,206	7,843
地方債			
短期社債			
社債	13,659	1,706	
その他	83,399	2,454	5,074
合計	501,053	6,817	12,942

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	257	103	9
債券	387,745	1,333	9,276
国債	368,774	1,295	9,273
地方債	18,971	38	2
短期社債			
社債			
その他	36,730	388	1,692
合計	424,733	1,826	10,978

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、645百万円(全て株式)であります。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	400	

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	398	

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	31,282
その他有価証券	31,282
()繰延税金負債	9,403
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,879
()非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	21,879

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	29,045
その他有価証券	29,045
()繰延税金負債	8,491
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,554
()非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	20,554

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	3,330	1,887	26	26
	為替予約				
	売建	28,915		1,539	1,539
	買建	2,493		95	95
	通貨オプション				
	売建	21,067	14,246	760	5
	買建	21,067	14,246	760	106
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			1,470	1,571

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	1,887	462	14	14
	売建	38,548	1,197	307	307
	買建	775		29	29
	通貨オプション				
	売建	18,011	10,188	611	98
	買建	18,011	10,188	611	12
	その他				
	売建 買建				
	合計			263	177

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利オプション 売建 買建 その他 売建 買建				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	10,712	9,890	929
	合計				929

(注) 時価の算定
店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利オプション 売建 買建 その他 売建 買建				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	9,890	9,068	743
	合計				743

(注) 時価の算定
店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

連結子会社においては、退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度(中退共)に加入しております。当行において退職給付信託を設定しております。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 制度別の補足説明

退職一時金制度

	設定時期	その他
当行及び連結子会社(3社)	会社設立時等	

企業年金基金

	設定時期	その他
当行	平成16年	

中小企業退職金共済制度

	設定時期	その他
佐銀コンピュータサービス(株)	平成17年	

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	21,781	25,385
勤務費用	772	931
利息費用	280	25
数理計算上の差異の発生額	3,633	78
退職給付の支払額	1,082	1,129
退職給付債務の期末残高	25,385	25,291

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	(百万円)	
	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	10,561	16,763
期待運用収益	341	360
数理計算上の差異の発生額	689	92
事業主からの拠出額	470	475
退職給付の支払額	482	515
退職給付信託への拠出額	6,500	
その他	62	63
年金資産の期末残高	16,763	17,238

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	(百万円)	
	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	25,246	25,143
年金資産	16,763	17,238
非積立型制度の退職給付債務	8,483	7,905
	138	147
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,622	8,053
退職給付に係る負債	8,622	8,053
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,622	8,053

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	(百万円)	
	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
勤務費用	709	868
利息費用	280	25
期待運用収益	341	360
数理計算上の差異の損益処理額	305	1,077
過去勤務費用の損益処理額	501	501
確定給付制度に係る退職給付費用	453	1,108

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額を「勤務費用」から控除しております。
2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
過去勤務費用	501	501
数理計算上の差異	4,017	1,091
合計	4,519	589

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,254	752
未認識数理計算上の差異	4,030	2,939
合計	2,776	2,187

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
債券	18%	12%
株式	21%	20%
現金及び預け金	0%	0%
保険資産(一般勘定)	31%	30%
その他	30%	38%
合計	100%	100%

(注)年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が当連結会計年度37%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率		
年金資産(退職給付信託を除く)	2.0%	2.0%
退職給付信託	2.4%	2.4%
予想昇給率		
退職金制度	1.9%	1.9%
確定給付企業年金制度	3.3%~3.6%	3.3%~3.6%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業経費	49百万円	59百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役8名	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式211,300株	普通株式237,100株
付与日	平成24年7月31日	平成25年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年8月1日から 平成54年7月31日まで	平成25年7月31日から 平成55年7月30日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名	当行の取締役11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式241,100株	普通株式175,300株
付与日	平成26年7月31日	平成27年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年8月1日から 平成56年7月31日まで	平成27年7月31日から 平成57年7月30日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式247,000株
付与日	平成28年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成28年7月28日から 平成58年7月27日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション	平成28年 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前連結会計年度末					
付与					247,000
失効					
権利確定					247,000
未確定残					
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	142,600	206,500	216,000	175,300	
権利確定					247,000
権利行使		22,800	34,200	25,900	
失効					
未行使残	142,600	183,700	181,800	149,400	247,000

単価情報

	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション	平成28年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価		1株当たり228円	1株当たり228円	1株当たり228円	
付与日における公正な評価単価	1株当たり174円	1株当たり190円	1株当たり223円	1株当たり281円	1株当たり239円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	33.1%
予想残存期間 (注2)	1.6年
予想配当 (注3)	1株当たり7円
無リスク利率 (注4)	0.33%

- (注) 1. 平成26年12月15日の週から平成28年7月18日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております。
3. 平成28年3月期の配当実績。
4. 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート(日本証券業協会発表)を線形補間。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,441 百万円	4,194 百万円
退職給付に係る負債	4,610 "	4,414 "
減価償却費	836 "	773 "
その他	1,945 "	1,804 "
繰延税金資産小計	11,832 "	11,188 "
評価性引当額	4,784 "	4,127 "
繰延税金資産合計	7,048 "	7,060 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,403 "	8,491 "
固定資産圧縮積立金	111 "	111 "
連結会社間内部損失消去	1 "	1 "
その他	26 "	49 "
繰延税金負債合計	9,542 "	8,652 "
繰延税金資産(負債)の純額	2,493 "	1,592 "

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.8 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 "	0.6 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9 "	1.4 "
評価性引当額増加	1.6 "	14.0 "
住民税均等割等	0.7 "	1.0 "
土地再評価差額金取崩	"	0.0 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.6 "	"
その他	0.9 "	0.5 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.0 "	17.3 "

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、資産除去債務の負債及び純資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)とも、賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)とも、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)とも、関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)とも、関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)とも、関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	688円00銭	693円26銭
1株当たり当期純利益金額	19円42銭	17円35銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19円34銭	17円26銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	119,319	120,687
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	4,465	4,906
(うち新株予約権)	161	201
(うち非支配株主持分)	4,303	4,705
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	114,854	115,781
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	166,936	167,009

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	3,242	2,898
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	3,242	2,898
普通株式の期中平均株式数	千株	166,923	166,994
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	699	842
(うち新株予約権)	千株	699	842
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更

当行は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第88期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について附議することを決議し、同株主総会において承認されました。

その内容については以下のとおりであります。

1. 目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標としております。

当行は東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を1,000株から100株に変更して対応することとし、併せて、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、当行株式を株主様に安定的に保有いただくことや、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	171,359,090株
株式併合により減少する株式数	154,223,181株
併合後の発行済株式総数	17,135,909株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所および福岡証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

4. 定款一部変更の内容

平成29年10月1日をもって当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少を勘案し、普通株式の発行可能株式総数を499,142,000株から49,914,200株に変更いたします。

5. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月11日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

6. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	6,880円08銭	6,932円60銭
1株当たり当期純利益金額	194円25銭	173円54銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	193円44銭	172円67銭

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	15,370	2,775	1.06	
再割引手形				
借入金	15,370	2,775	1.06	平成29年4月～ 平成35年4月
1年以内に返済予定のリース債務	3	3	7.89	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	7	3	7.89	平成31年4月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	129	74	36	23	10
リース債務 (百万円)	3	3	0		

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

なお、コマーシャル・ペーパーの発行につきましては、該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	12,116	24,489	35,525	44,106
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	769	2,603	4,508	3,999
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	554	1,868	3,331	2,898
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.32	11.18	19.94	17.35

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	3.32	7.86	8.76	2.59

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	180,146	169,874
現金	33,290	31,532
預け金	146,855	138,341
買入金銭債権	3,421	3,534
金銭の信託	400	398
有価証券	1, 7, 11 636,537	1, 7, 11 667,850
国債	69,560	71,678
地方債	275,778	249,582
社債	128,494	121,414
株式	37,412	44,385
その他の証券	125,291	180,789
貸出金	2, 3, 4, 5, 8 1,414,305	2, 3, 4, 5, 8 1,456,516
割引手形	6 9,295	6 8,021
手形貸付	58,846	73,007
証書貸付	1,186,814	1,209,214
当座貸越	159,348	166,273
外国為替	3,198	2,990
外国他店預け	2,886	2,741
買入外国為替	6 83	6 32
取立外国為替	227	216
その他資産	26,642	6,487
前払費用	70	50
未収収益	1,771	2,367
金融派生商品	2,905	1,560
その他の資産	7 21,895	7 2,508
有形固定資産	9 24,790	9 24,884
建物	3,506	3,918
土地	19,483	19,448
建設仮勘定	26	5
その他の有形固定資産	1,774	1,511
無形固定資産	2,495	2,049
ソフトウェア	2,209	1,859
その他の無形固定資産	286	190
支払承諾見返	12,253	12,401
貸倒引当金	12,567	12,031
資産の部合計	2,291,624	2,334,955

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
預金	7 2,099,989	7 2,158,203
当座預金	109,070	100,824
普通預金	1,137,773	1,226,379
貯蓄預金	4,374	4,081
通知預金	4,877	4,595
定期預金	824,343	803,381
その他の預金	19,549	18,941
譲渡性預金	6,391	5,342
コールマネー	6,760	5,048
債券貸借取引受入担保金		7 2,144
借入金	15,370	2,775
借入金	10 15,370	10 2,775
外国為替	144	59
売渡外国為替	21	14
未払外国為替	123	44
その他負債	19,814	18,649
未払法人税等	820	185
未払費用	1,064	961
前受収益	703	754
金融派生商品	1,434	1,824
資産除去債務	269	276
その他の負債	15,522	14,646
賞与引当金	657	661
退職給付引当金	5,706	5,718
睡眠預金払戻損失引当金	281	328
繰延税金負債	4,197	3,053
再評価に係る繰延税金負債	4,049	4,047
支払承諾	12,253	12,401
負債の部合計	2,175,618	2,218,432

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
資本金	16,062	16,062
資本剰余金	11,374	11,374
資本準備金	11,374	11,374
利益剰余金	59,435	61,208
利益準備金	14,926	14,926
その他利益剰余金	44,508	46,282
別途積立金	38,800	40,800
固定資産圧縮積立金	254	254
繰越利益剰余金	5,454	5,227
自己株式	1,205	1,185
株主資本合計	85,666	87,460
その他有価証券評価差額金	21,879	20,554
土地再評価差額金	8,297	8,307
評価・換算差額等合計	30,176	28,861
新株予約権	161	201
純資産の部合計	116,005	116,523
負債及び純資産の部合計	2,291,624	2,334,955

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
経常収益	48,320	43,508
資金運用収益	26,605	26,504
貸出金利息	18,748	18,343
有価証券利息配当金	7,643	7,932
コールローン利息	11	8
預け金利息	120	132
その他の受入利息	81	87
信託報酬	2	
役務取引等収益	6,367	6,198
受入為替手数料	2,396	2,361
その他の役務収益	3,970	3,837
特定取引収益	87	41
商品有価証券収益	87	41
その他業務収益	13,778	9,851
国債等債券売却益	6,366	1,722
金融派生商品収益	7,411	8,129
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	1,480	911
貸倒引当金戻入益		201
償却債権取立益	0	
株式等売却益	451	103
その他の経常収益	1,029	606
経常費用	42,867	40,113
資金調達費用	1,319	758
預金利息	1,002	621
譲渡性預金利息	9	4
コールマネー利息	88	35
債券貸借取引支払利息	18	6
借入金利息	199	89
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	3,475	3,702
支払為替手数料	697	707
その他の役務費用	2,778	2,995
その他業務費用	13,014	11,112
外国為替売買損	58	100
国債等債券売却損	12,917	10,968
国債等債券償却	38	43
営業経費	23,703	23,866
その他経常費用	1,353	673
貸倒引当金繰入額	320	
株式等売却損	24	9
株式等償却	645	
金銭の信託運用損	20	1
その他の経常費用	342	662
経常利益	5,453	3,394

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
特別利益		0
固定資産処分益		0
特別損失	56	58
固定資産処分損	54	51
減損損失	2	6
税引前当期純利益	5,396	3,336
法人税、住民税及び事業税	1,752	615
法人税等調整額	425	138
法人税等合計	2,178	477
当期純利益	3,218	2,859

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	36,800	248	5,499	57,474
当期変動額								
剰余金の配当							1,251	1,251
当期純利益							3,218	3,218
自己株式の取得								
自己株式の処分							6	6
別途積立金の積立					2,000		2,000	
固定資産圧縮積立金の積立						5	5	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計					2,000	5	45	1,960
当期末残高	16,062	11,374	11,374	14,926	38,800	254	5,454	59,435

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,223	83,688	21,202	8,084	29,287	127	113,103
当期変動額							
剰余金の配当		1,251					1,251
当期純利益		3,218					3,218
自己株式の取得	3	3					3
自己株式の処分	21	15					15
別途積立金の積立							
固定資産圧縮積立金の積立							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			676	213	889	33	923
当期変動額合計	17	1,978	676	213	889	33	2,902
当期末残高	1,205	85,666	21,879	8,297	30,176	161	116,005

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	38,800	254	5,454	59,435
会計方針の変更による累積的影響額							95	95
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	38,800	254	5,550	59,531
当期変動額								
剰余金の配当							1,168	1,168
当期純利益							2,859	2,859
自己株式の取得								
自己株式の処分							3	3
別途積立金の積立					2,000		2,000	
土地再評価差額金の取崩							9	9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					2,000		322	1,677
当期末残高	16,062	11,374	11,374	14,926	40,800	254	5,227	61,208

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,205	85,666	21,879	8,297	30,176	161	116,005
会計方針の変更による累積的影響額		95					95
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,205	85,762	21,879	8,297	30,176	161	116,100
当期変動額							
剰余金の配当		1,168					1,168
当期純利益		2,859					2,859
自己株式の取得	2	2					2
自己株式の処分	22	19					19
別途積立金の積立							
土地再評価差額金の取崩		9					9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,324	9	1,315	39	1,275
当期変動額合計	20	1,697	1,324	9	1,315	39	422
当期末残高	1,185	87,460	20,554	8,307	28,861	201	116,523

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により
按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3) から に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産が95百万円、繰越利益剰余金が95百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は95百万円増加しております。

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
株式	113百万円	113百万円
出資金	746百万円	778百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	1,593百万円	1,465百万円
延滞債権額	28,696百万円	27,117百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	百万円	百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,676百万円	6,112百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
合計額	34,966百万円	34,696百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	9,379百万円	8,054百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産 有価証券	2,754百万円	4,995百万円
担保資産に対応する債務 預金	3,080百万円	2,888百万円
債券貸借取引受入担保金	百万円	2,144百万円

上記のほか、為替決済、信託業務、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有価証券	79,667百万円	74,882百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
保証金	1,152百万円	1,150百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	517,441百万円	534,985百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	516,660百万円	531,472百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	4,111百万円 (百万円)	4,102百万円 (百万円)

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	2,500百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	1,220百万円	1,826百万円

(有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	112	112
関連会社株式	1	1
投資事業組合出資金	746	778
合計	860	892

(注) 子会社株式及び関連会社株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,643 百万円	3,458 百万円
退職給付引当金	3,718 "	3,699 "
減価償却費	836 "	773 "
その他	1,921 "	1,786 "
繰延税金資産小計	10,119 "	9,718 "
評価性引当額	4,776 "	4,120 "
繰延税金資産合計	5,343 "	5,598 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,403 "	8,491 "
固定資産圧縮積立金	111 "	111 "
その他	26 "	49 "
繰延税金負債合計	9,540 "	8,651 "
繰延税金資産(負債)の純額	4,197 "	3,053 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	32.8 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 "	0.7 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9 "	1.6 "
評価性引当額増加	1.8 "	16.8 "
住民税均等割等	0.7 "	1.2 "
土地再評価差額金取崩	"	0.1 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.9 "	"
その他	0.6 "	0.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3 "	14.3 "

(重要な後発事象)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更

当行は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第88期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について附議することを決議し、同株主総会において承認されました。

詳細につきましては、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

なお、当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	6,938円60銭	6,964円20銭
1株当たり当期純利益金額	192円80銭	171円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	191円99銭	170円34銭

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	23,347	728 { 142}	260 [1]	23,815	19,897	311	3,918
土地	19,483 (12,347)	0	35 [2] { 33}	19,448 (12,354)			19,448
建設仮勘定	26	125	146 { 146}	5			5
その他の有形固定資産	7,744	373 { 37}	283 [3]	7,835	6,323	586	1,511
有形固定資産計	50,602	1,047	545 [6]	51,104	26,220	898	24,884
無形固定資産							
ソフトウェア	8,781	265 { 195}		9,046	7,186	614	1,859
その他の無形固定資産	315	99	195 { 195}	219	29	0	190
無形固定資産計	9,097	168		9,266	7,216	614	2,049

- (注) 1. 当期減少額欄における〔 〕内は減損損失の計上額(内書き)であります。
2. 当期増加額欄及び当期減少額欄における{ }内は当事業年度に保有区分を変更した金額{内書き}であります。
3. 当期首残高欄及び当期末残高欄における()内は、土地再評価差額(繰延税金負債控除前)の残高であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,567	12,031	334	12,232	12,031
一般貸倒引当金	2,035	2,857		2,035	2,857
個別貸倒引当金	10,531	9,174	334	10,197	9,174
うち非居住者向け 債権分					
賞与引当金	657	661	657		661
睡眠預金払戻損失当金	281	328		281	328
計	13,506	13,021	991	12,514	13,021

(注) 貸倒引当金及び睡眠預金払戻損失引当金の当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、洗替による取崩額であります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	820	185	820		185
未払法人税等	509	11	509		11
未払事業税	310	174	310		174

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有形固定資産				
無形固定資産				
現金預け金				
合計				

負債				
科目	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託				
合計				

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前事業年度末 百万円、当事業年度末 百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前事業年度及び当事業年度の取扱残高はありません。

(4) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 当行所定の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した額
単元未満株式の買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買増手数料 受付停止期間	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 当行所定の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買増しをした単元未満株式の数で按分した額 当行基準日(3月31日及び9月30日)の10営業日前から基準日まで
公告掲載方法	当銀行の公告は、電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞、佐賀市において発行する佐賀新聞および福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sagabank.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

(注)1. 定款により、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (3) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取り・買増しを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である日本証券代行株式会社が直接取扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第87期)(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月29日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第88期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

平成28年8月9日 関東財務局長に提出。

第88期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

平成28年11月25日 関東財務局長に提出。

第88期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

平成29年2月10日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく
臨時報告書

平成28年7月6日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月29日

株式会社佐賀銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	行	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	加	井 真 弓

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐賀銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社佐賀銀行の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社佐賀銀行が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

株式会社佐賀銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	行	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	加	井 真 弓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐賀銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。